

産業生活常任委員会
予算常任委員会産業生活分科会

(平成25年12月11日)

○ 加藤清助委員長

おはようございます。

ただいまより産業生活常任委員会と、それから、予算常任委員会産業生活分科会を開会いたします。

冒頭にご案内を数点だけさせていただきますが、いつものように、この委員会の審査をインターネットでライブ中継させていただいておりますので、ご了承願います。

それから、当委員会分科会は議案の聴取会を開催しておりますので、本日は聴取会で資料請求のあった部分のみ説明をいただいて、その後、即、質疑に入っていきたいと思っております。

それから、審査順序事項書の19番のその他の事項として所管事務調査を開催する予定であります。これは代表者会議で確認されておりますように人権同和関係の審議会等について四つの常任委員会にその概要の報告を行うということが確認をされておりますので、短時間ですけれども資料も準備されておりますので、それを19番のところで行うことといたします。

それから最後に、10月25日に実施しました所管事務調査の救急医療についてまとめの報告文書を配付させていただいておりますのでご確認いただくとともに、修正等のご意見がありましたら12月17日火曜日までに議会事務局までお知らせをいただきたいと思いますと思っております。

傍聴に市民の方、お一人入られております。

○ 加藤清助委員長

それでは、市立四日市病院の議案についての審査に入りますが、事務長、一言ご挨拶があれば。

○ 田中市立四日市病院事務長兼病院事業副管理者

おはようございます。

市立四日市病院の事務局でございます。皆さんの顔ぶれを拝見いたしますと、一般質問、大半の方がされたようでして、お疲れさまでございました。本日は委員会審査ということ

でございます。まず、予算常任委員会の分科会のほうで追加資料ということでご用意させていただきましたので、その説明から入らせていただきたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

議案第79号 平成25年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算

○ 加藤清助委員長

それでは、議案第79号平成25年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算についてを議題といたします。追加資料の説明を求めます。

○ 加藤総務課長

それでは、平成25年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算の説明をさせていただきますと思います。

今回の第1回補正予算につきましては、事業用及び事務用パソコンの運用経費につきまして債務負担行為の計上を行うものでございます。先日の議案聴取会におきましてご請求のございました資料について追加資料としてまとめてございますので、よろしく願いします。なお、前回の議案聴取会の際、配付をさせていただきました資料でございますが、ウィンドウズXPのサポート期限が4月とだけ記載してございました。こちらのほうにつきまして、そのご指摘に基づきまして、今般、サポート期限を4月9日と明記をさせたものを差しかえとして用意させていただいております。こういったワンペーパーでございますが、本日お配りさせていただいておりますので、差しかえということによりお願いしたいと思います。

それでは、もう一つの冊子のほうの資料でございます。こういった追加資料でございます。この資料に基づいて説明をさせていただきたいと思います。

まず、1ページ目でございます。

今回、パソコン用OSにつきましてウィンドウズ7を選定した理由についての資料となっております。なお、こちらの資料につきましては、今回、事務用パソコンについて病院及び上下水道局を含め全庁的に事務用パソコンの更新を実施するため、市のIT推進課が調整を行ったものでございますのでご了承いただきたいと思います。

今回、委員からの指摘のとおり、現在パソコン用のOSにつきましてはウィンドウズ7

のほかにウィンドウズ8が出回っている状況でございますが、このウィンドウズ8がリースされたのは、平成24年の秋でございます。事務用パソコンで現在使用しております各種システムの中にはウィンドウズ8に対応しないものも多くございまして、今回、ウィンドウズ8をOSとして採用した場合にはこれらにも追加で対応する必要がありますことから、スケジュールとか経費的なものが余分にかかるものと推測されます。

以上のことなどから、新OSへの対応が更新計画の期限でございます平成26年3月に確実に可能であること、その他稼働実績等々を踏まえまして今回のOSにつきましてはウィンドウズ7を採用するということでございます。なお、今回、ウィンドウズ7のサポート期限でございますが、平成32年1月14日までということになってございます。今回、機器を導入する期間でございますが、平成31年3月31日までという予定になってございます。ということで、今回のリース期間内は保障されるということになってございます。

続きまして、A3見開きの2ページをごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、過去5年間といいますか平成20年度から25年度までの実績について示した表になってございます。

まず、上段の事業用パソコンでございますが、こちらは医師、看護師など医療従事者が国内外の医学雑誌であるとか医学論文、臨床情報などの情報検索のためのパソコン端末やサーバーでございます。①平成14年10月に導入したもの、②平成17年4月に導入したものを順次更新増設等を行ってまいりました。現在使用中のものは、④、⑤、⑥の合計208台ということでございます。

また、下の段でございます。事務用機器等運用経費につきましてでございますが、こちらは先ほども言いましたように市役所本庁舎と上下水道局と共同の行政内部システムに係るパソコン端末でございます。同じように平成13年に導入しておるわけなんです。現在使用してございますのは、⑤、⑥の合計64台となっております。各年度のリース料の実績等々を記載してございます。

資料については以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いたします。

○ 加藤清助委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑のある委員の方、挙手にて願いたします。ございませんでしょうか。

(なし)

○ 加藤清助委員長

ないようですので、質疑なしと認めます。

それでは、討論もないと思いますので、採決に入って行ってよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加藤清助委員長

それでは、議案第79号平成25年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 加藤清助委員長

異議なしと認めます。本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第79号 平成25年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 加藤清助委員長

続きまして、議案のほう、議案第135号市立四日市病院使用料及び手数料条例の全部改正についてを議題といたします。

議案第135号 市立四日市病院使用料及び手数料条例の全部改正について

○ 加藤清助委員長

この件につきましては議案聴取会での説明が行われておりまして、特に追加資料の請求はございませんでしたので質疑から入っていきたいと思います。ご質疑のある委員の方は挙手にてお願いいたします。

(発言する者あり)

○ 加藤総務課長

今般、消費税が5%から8%に変わるのに時期を合わせまして、昭和29年にできた条例につきまして何円以上というような表現になってございました。今般、消費税が変わるに合わせまして、そちらのほうを基本的には上限を設定しまして何円以下という形に改めさせていただきますというのが主な趣旨でございます。

圧倒的に九十何%はこういった国が決めております診療報酬に基づきまして計算しておりますわけなんです、それに係らない、いわゆる保険外診療等を中心として独自に決める部分について今回条例の別表のほうを大幅に改めさせていただきますと思います。ご審議をよろしく申し上げます。

○ 加藤清助委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご質疑ございませんか。

(なし)

○ 加藤清助委員長

質疑なしと認めます。

それでは、採決に入りたいと思います。

議案第135号市立四日市病院使用料及び手数料条例の全部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 加藤清助委員長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第135号 市立四日市病院使用料及び手数料条例の全部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

以上で、市立四日市病院の議案についての審査は終了いたしますが、病院のほうから、先般のときにもありましたロングビーチの海外視察の件の報告と、それから新病棟が全面供用に入るわけですので、その2点について簡単な報告をさせていただきたいということですので。

○ 加藤清助委員長

じゃ、このロングビーチの海外視察の件と新病棟の全面供用の開始についての2件の報告をお願いいたします。

○ 加藤総務課長

先般の休会中の委員会のほうで委員のほうから資料請求のございました件でございます。ロングビーチメモリアルメディカルセンターの訪問の件でございます。

11月7日なんですけど、私どもの病院事業副管理者、副委員長及び看護部長がロングビーチ……。

○ 加藤清助委員長

ちょっと待って。ロングビーチの資料が手元に配られていないよう。

(発言する者あり)

○ 加藤清助委員長

ロングビーチの資料配っていないの。

(発言する者あり)

○ 加藤清助委員長

それなら入れかえて、新病棟の全面供用開始から。

○ 堀木新病棟整備課長

新病棟整備課長でございます。

今回、病棟の全面供用開始ということにつきまして、ご報告をさせていただきます。

平成22年度以降、病棟の増築改修工事を進めてきておりまして、12月21日土曜日に最終の病棟の移転引っ越しをもちまして病棟の全面供用開始となりますので、その報告をさせていただきます。工事期間中につきましては、ベッド数の減少等、また騒音振動等で市民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしておりましたが、ようやく工事のほうも終わりをまして、快適な療養環境を提供できるようになりました。

次に、以下、今回の工事によって改善した主な点を示させていただきます。

まず、増築棟につきましては免震構造というものを採用いたしまして、その中に重要な病院の施設、例えば手術室とか、手術室と一体運用する中央材料室、または、患者さんの食事を調理する厨房とか、それとあと、周産期治療の充実を図るための新生児の集中治療室――俗に言うNICUでございますが――も6床から9床にしてこちらの免震棟のほうへ設置させていただきました。また、血液疾患等の無菌状態を保つために、その患者さんのために無菌治療室――俗に言うクリーン病室でございますが――についてもその免震棟のほうへ設置させていただきます。

次に、既設棟の改修についてですけれども、まず、既設棟につきましては外来の診療棟、それと既設の病棟の改修を行いまして、外来につきましては非常にプライバシーに支障のある中待合というものを廃止して、プライバシーに配慮した診察室に改修をさせていただきます。あと、がん治療の充実を図るために化学療法室等も充実、増設をしております。

病棟につきましては従前の6人床を廃止して、4人床か、または個室の増床と、またトイレ等の設備の全面改修を行いました。あと、外来とか病棟のエレベーターの改修も行っております。また、3次救急とか救命救急センターの増築、充実を工事によって行いました。

それと、最後ですけれども、院内に24時間営業のコンビニを設置しました。非常にこれは患者さん、職員からは好評いただいておりますが、7月からオープンして現在非常によく利用いただいております。

報告は以上でございます。

○ 加藤清助委員長

以上が、この12月21日から全面供用となる市立四日市病院の新病棟整備の報告でございます。

続けて、海外視察の報告。

○ 加藤総務課長

申しわけございません。不手際で申しわけございませんでした。

改めて、ロングビーチメモリアルメディカルセンターの訪問について説明をさせていただきたいと思います。

本年11月7日にロングビーチのメモリアルメディカルセンターのほうを訪問させていただいております。訪問をさせていただいたのは病院事業副管理者、副院長、宮内医師と看護部長、吉原副院長でございます。

こちらのロングビーチとの交流につきましては、平成13年から本年で13年目となっております。毎年数名のドクターが行って、アメリカの救急部門について研修をしておるところでございます。

今回の訪問の資料の詳細については6番以降に記載をさせていただいておりますので、またごらんをいただけたらというふうに思っております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○ 加藤清助委員長

病院からの報告は以上2件でございますが、委員の皆さん、特に何か。

○ 小林博次委員

少し教えていただけますか。増築と免震構造で対応ということですが、前に旧病棟のほうの耐震対策のために医療機器をこけたりしないようなそういう考え方で対応された時期があるんやけど、見ていると、地震が起こったらばらばらになってしまっただけで免震構造でも意味がないのかなというような気がせんでもないんやけど。だから、医療機器なんかはどんなふうに固定されているのか、そのことについて旧棟も含めてどんな対応しているのか聞きたいんです。

○ 飯田総務課長補佐

ただいまの小林委員のお尋ねにつきましてお答えさせていただきます。

まず、医療機器、今回の増築改修工事に伴いまして、例えば収納保管庫であるとかについては極力アンカー打ちとか、あるいは壁面固定というようなことを実施しまして転倒しないような配慮をしたり、そういった設置をするようなものを選んで配置させていただいております。

ただ、医療機器につきましては、例えば透析機械なんかですと患者さんのベッドと固定するような金具を取りつけをするといったようなこともさせていただいておりますが、例えば、患者さんに合わせていろいろ移動して使うような機械もたくさんございます。そういったものについては基本的には移動式、可動式というようなところもございますもので、持って回るときにキャスターのロックを確実にするとかいったような運用のところに対応している部分がございます。

以上、簡単でございますが、お答えさせていただきます。

○ 小林博次委員

見たところ、そんな感じが見受けられやんのやけど、きちっとしていると言うんなら1回写真を撮っていただいて、資料としてまた後ほどいただいけませんか。せつかく対応していても、きちっとした本格的な地震対応がないといざというとき役に立たんことになるので。

それから、これ、四日市は直下型地震の危険地域、震度7が想定されているんやけど、震度7のとき、この免震構造やとどれぐらいに弱まって感じられるのか。資料があれば、それも後ほどまた出しておいてください。

それから、そういうものをチェックする担当をきちっと決めておかないと、どの課でどうやってやるのかというのがもうさっぱりわからんというんじゃ話になりませんから、また病院のほうでご検討いただいて、どの課の課長とか係長とか、地震対策のチェックを行う体制を決めてもらって公表しておいていただくと気がついたことをそこへみんな問題提起してくれると思うので、それだけ要望しておきます。

以上。

○ 加藤清助委員長

じゃ、地震対応の運用の状況と対策について、また別途資料等で報告をいただければと思います。報告ですので、余り質疑とか。何か請求があればということ。

○ 早川新平委員

旧病棟の6階に今入院されている方から苦情があって、事務局にも前ちょっとお話しして。非常に臭くて、水が。

○ 加藤清助委員長

工事のにおい。

○ 早川新平委員

それがちょっとわからないんだけど、それはどういうふうに。把握されていますよね。それは直ったのかな。

○ 堀木新病棟整備課長

洗面所の水のにおいということで指摘をいただきまして、現場も確認させていただいて、一応、水質検査も、詳細な水質検査をさせていただきました。結果としましては何ら異常な数値は出ておりませんでした。ただ、やはりカルキ臭といいますか残留臭、多少そのにおいが個人の方にとってとられ方が違うのかなという感じはしております。

苦情をいただいた患者さんにもお話を聞きまして、一応調べて異常はございませんということでお話をさせていただいております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

それは報告も受けています。現実には、入院されている方は病気を治していただくので余り無理も言うのは非常に嫌らしいという負い目があることがあって、現実には今の方は、前ちょっとお伺いしたんやけど、顔も洗えないぐらい臭いんだと。水質は問題ないといっても現実にはミネラルウォーターでやっているんだよね。看護師さんも、そのことは認識されていると思うし。6階が全部なんかな、そのところだけはやっぱり入院患者さんに不

快な思いをされたら、特に病院というところに非常に臭いという指摘をされているので水質検査で問題なかったという問題ではないと思いますよ。何かにおいがするという事は認識されていると思うんだけど、その原因がわからなければ対応できないんです。それは6階だけなのか、配管の問題なのかといろんなところが考えられるので、そういう苦情があつて看護師さんもおいはするという指摘はしていたんやな。それが人によっては過敏に反応されるというような言い方だけど、そうではなくて、その人だけではないので、ほかの方も、何かこれもう水使えないわということでミネラルウォーターで歯磨きしていたり顔を洗っているという報告が現実にはあるんです。届いていると思うんやけど。患者さんからはそういうことは嫌らしいで絶対よう言わんと。自分の治療に係ってくるということが実質そういうご意見があるので、そこだけはきちっと、原因と、それから、それに対して対応を早急にやっばり僕はしなきゃいかんと思うんやわな。お願いします。

○ 加藤清助委員長

じゃ、今の早川委員のご指摘の件は病院のほうで検証していただいて、対応等についてもまた報告できるような場をお願いしたいと思います。

他、よろしいでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

工事をしっかりと丁寧にやっていただいて、おおむね市民の皆さんに好評やったのかなという気がするんですが、供用開始してからのその施設がいかに市民のためになっているかって一番大事になってくるかと思うので、どこかで何か、この工事が終わったところで内覧会みたいなものがあるのか、例えば、こうなったよということを現実に見てもらう機会を設けるのかとあわせて多くの市民が期待もしておったので、終了して供用開始になるということの周知という方法をどういうふうにしていくのかということを含めて教えてください。

○ 加藤清助委員長

予定はというふうにお考えでしょうか。

○ 加藤総務課長

今般21日から供用開始させていただきまして、もうこの21日から病室については全て患者様が入っていただくこととなります。ということで、内覧会という機会については今現在は考えてございません。増築棟につきましては昨年の5月5日に、供用開始前、4月ですか、皆さんに見ていただく機会を持ったんですが、今回の場合は患者さんがもう既に使われるということで内覧会の予定はしてございません。こちらについては今回お配りさせていただいたものをプレス発表させていただく形で周知ということ、それと、1月には広報のほうで新しい施設の紹介をさせていただく、そういった形での周知のほうを考えてございます。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

ぜひお願いします。当然ながら、患者さんがいらっしゃるのではなかなか内覧会というのは難しいかもわかりません。今、先ほど小林委員がご指摘になったように、違う視点で見ると何かやっぱり課題も出てくるという可能性もあるので、どこかでそういう検証する機会というのは一遍考えてもらったほうがいいのかなどというふうな気がします。大変、工事の進捗等も順調に、おおむね多くの方は了と、非常によかったねという話を聞いているので、この21日以降、せっかくいい療養環境をつくっていただいたので、今度はそこへ入る人、心の問題になってくるので、どういうふうに患者さんに対してハートで接するのかという部分が重要になっていく、それで、やっと施設も生きるという気がするので、ちょうどいい機会ですのであわせてその辺の意識改革もしっかりと進めていただきたいなと要望しておきます。

○ 早川新平委員

既設の個室の増床ということがここに書いてあるんですけど、568床は変わらないんですよ。二つが感染症だから、個室は幾つになったの。それだけちょっと教えてください。

○ 加藤清助委員長

おわかりになる方。

○ 早川新平委員

増床って書いてあるんやから。

まあいいわ、後で。もう時間かかりそうやで。

○ 加藤清助委員長

じゃ、早川委員に連絡ください。

(発言する者あり)

○ 加藤清助委員長

それでは、病院からの報告2件は以上にとどめさせていただきます。

以上で、市立四日市病院の関係部分を終了させていただきます。お疲れさまでした。

委員の方、このままお待ちいただいて、理事者の入れかえを行います。

○ 加藤清助委員長

それでは、ただいまより商工農水部の所管関係部分の審査に入りますが、冒頭に、部長、ご挨拶あれば一言。

○ 永田商工農水部長

失礼します。

本日は、まず有害鳥獣等に係る補正予算を上げさせていただいております。

それから、そのほかにも債務負担行為の変更等ございます。また、消費税率の税率のアップに伴います条例の一部改正、さらに、指定管理者の指定という形で上げさせていただいておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○ 加藤清助委員長

冒頭に申し忘れましたが、今回の日程はきょうが審査日程1日となっております、あすは予備日ということですので、本日中に審査全て終了するように取り進めたいと思いますので、委員の皆様のご協力のご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第73号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第1項 農業費（人件費補正分を除く）

第3項 農地費（人件費補正分を除く）

第4項 水産業費（人件費補正分を除く）

議案第74号 平成25年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分を除く）

議案第76号 平成25年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）

それでは、議案第73号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費中関係部分及び議案第74号平成25年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分を除く）、議案第76号平成25年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

それでは、追加資料の説明をまず求めます。

○ 北住農水振興課長

農水振興課長、北住です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案聴取会のごときにご要請のありました追加資料の説明をさせていただきますと思います。資料につきましては、予算常任委員会産業生活分科会追加資料、資料④になってございます。こちらの資料をごらんいただきたいと思います。

（発言する者あり）

○ 北住農水振興課長

きょう置かせていただいたものでインデックス①とついているものをお願いします。

○ 加藤清助委員長

わかりました。ございますね。はい、どうぞ。

○ 北住農水振興課長

それでは、資料1ページのほうをごらんいただきたいと思います。

有害鳥獣対策事業の中で、今回補正でお願いしております猿大量捕獲囲いわなの概要がわかるものということでございました。図面もつけていなかったものですから、申しわけございませんでした。

大きさおとしましては15m掛ける15m、高さが3mのもののおりとなっております。パイプと、それから金網、鉄板を使ったおりでございますして、地面にパイプを打ち込みまして、そこに支柱や金網と固定おとしまして、覆いの上部には内側に向けて鉄板を斜めに固定するというような構造になってございます。

右下の写真ですが、前回の委員会資料にもつけていたものでございますが、同じ写真をつけさせていただいております。このような形のものでございまして、上部にいわゆる鉄板の返しというものがございまして、猿が一旦おりの中に入るともう出られなくなるというふうな構造のものでございます。

この写真のおりにつきましては、愛知県の東栄町に設置してございます。大きさおとしましては5m掛ける8mということで、今回うちが導入しようとしておりますものよりは若干小さいものでございますが、こちらのほうが平成23年6月に設置されております。このおりで現在まで61頭の捕獲実績があるということでございました。

平成23年6月に設置されまして、実際にここにおりが、猿が入り始めたのは平成23年8月に入ってからということでございました。設置当初は、このおりの中に猿が入りましても施設のほう若干構造の欠陥もございまして、入ったものの脱出されるということが繰り返されたということでございました。ただ、メーカーのほうで、脱出されるたびに改良を重ねまして、平成24年6月以降はおりの中に一旦入ると全て脱出できずに捕獲されておるといような実績があるということで、年度別でいきますと、平成23年度2頭、平成24年度55頭、今年度は4頭という形で合計61頭の捕獲実績があるということでございます。

次に、資料2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

電気柵の設置の効果についてということで資料をつけさせていただいております。特にイノシシの場合でございますが、イノシシにつきましては体の表面は毛で覆われておりますので電気を通しにくいということで、感電しやすい鼻先、こちらのほうに電気柵が当たるように電気柵を設置するのが基本となっております。この鼻先に電気ショックを与え

ることで圃場への侵入を防ぐというようなものでございます。

写真の下のほうにつけさせていただいておりますが、市内での設置例ということで、左側がイノシシ用の電気柵の3段の設置で、それから、右側が鹿・イノシシ用の7段の電気柵の設置でというようなものでございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

追い払い物品の購入の関係で見込みと実績の表をつけさせていただいております。

追い払い物品T-3、爆竹、こちらのほうの購入の見込み数ということで、一番上の表でございますが、今年度、当初予算のほうではT-3が6000本、爆竹につきましては80箱の購入を見込んでおりました。ところが、今年度、特に非常に多く追い払い等に活用いただいておりますということで使用実績がございまして、また、今後もそれが継続的に見込まれるということと、それから、T-3、爆竹ともに料金改定がございまして若干値上げがあったということで予算が不足してきたということで今回補正をお願いしておりますというようなものでございます。

それから、真ん中の表につきましては、追い払い物品の平成23年度、平成24年度の実績、平成25年度の見込みという形の表でございます。T-3は実績としましてはかなり伸びてございます。T-3につきましては使用するに際しては講習会を受講していただくという必要がございますので、講習会受講者の累計数というものも参考にあわせて記載させていただいております。講習会の受講者がふえるという形の中でT-3の購入数も増加しているというような状況でございます。

一番下の表は有害鳥獣対策事業費全体の推移という形で、平成23年度決算額、平成24年度決算額、それから平成25年度の予算額のほうを記載させていただいております。事業ごとに分けさせていただいておりますが、一番上の有害鳥獣捕獲等事業委託、これにつきましては猟友会のほうに委託しております追い払い、捕獲に係る経費、そういうものでございます。

2段目が防除施設等整備補助、今回補正もお願いしております電気柵の設置に対します補助でございます。

3段目、追い払い物品等購入、これにつきましては、これも今回補正をお願いしておりますが、T-3、爆竹等々の追い払い物品などの購入経費に充てているものでございます。

その次が、猿の大量捕獲囲いわなの設置ということで今回の補正のものでございます。

その下、野生猿追跡調査事業、これにつきましてはNPO法人サルどこネットへ委託を

しております。電波発信機をつけた猿の行動を追いかけていただきまして、その位置情報などをメールで発信していただいておりますというふうなものでございます。こちらにつきましては、緊急雇用創出事業のほうを活用して実施をさせていただいております。

一番下が鳥獣被害防止総合対策事業推進協議会への負担金ということで、協議会で実施しております小型おりの購入事業等々への負担金というふうなものでございます。

合計といたしまして、平成23年度決算額で509万535円、平成24年度決算額が896万9200円、平成25年度予算額につきましては当初予算で1024万6000円に今回の補正予算707万7000円、それと、ほかの他事業からの流用も含めまして合計額といたしまして1802万3000円の予算額となっております。

追加資料の説明につきましては以上でございます。

○ 加藤清助委員長

追加はこれ、ここだけやったね。

それでは、委員の皆さんからのご質疑を受けたいと思います。

○ 村山繁生委員

確認です。前、聞かれたのかわからんですけど、愛知県の猿の囲いわなの平成25年度の実績は、何月までの実績なんですか。

○ 北住農水振興課長

平成25年度、現在も設置はされておるんですけども、これまでにかんりの数をとってきたということでなかなか今年度については猿が入らないということで現在まで設置されておりますが、今年度については4頭の実績ということでございます。

○ 加藤清助委員長

もともとのここの群れが何頭あるかと言ってあげたらわかると思うんですけども。

○ 北住農水振興課長

済みません、もともとこちらの東栄町のほうにつきましては1群れ大体50頭ぐらいの群

れがこのあたりに出没しておったということでございまして、今までの捕獲実績の中でかなりとってきたというようなことで。

○ 加藤清助委員長

ほぼ捕獲は終了したということなんでしょう。

○ 北住農水振興課長

そうですね。ほかの群れが若干侵入しつつあるということだったんですけれども、もともといた群れについてはもうほとんどこちらのほうには来なくなったというようなことだそうですね。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員

いやいや、改良して平成24年度は55頭ってふえて、もう平成25年度はえらい少ないもんで、もう猿自体が減ったのか、それともまた、猿が覚えられてもう入ってこんのか、その辺の分析、どうなんかなということを知りたいんです。

○ 加藤清助委員長

他にご質疑のある委員の方。

○ 笹岡秀太郎委員

事業の推移を見ていると野生猿追跡・調査事業が平成23年、24年、25年とこう続いてきておるんやけど、今あったように群れが、今ここにあるよという報告があるんだろうと思って、事前にそういう被害を防ごうというそういうふうに多分役には立っているんやろうなという気がするんやけど、継続して事業をやっておると当然ながら何か報告書とか猿の群れの特性とか、あるいは、こういう駆除の方法がええんじゃないかというのがどこかでまた見えてくるのかなという気がするんやけど、この事業には何か毎年報告みたいなものがあるって、次年度につなげるための提案とかそういうことがあるんですか。

○ 北住農水振興課長

報告のほうは毎年いただいております、群れの総数が約120頭ぐらいの規模の群れであるとか、あと、猿がどういった行動域でどういった方向に動いて行動しておるのかというような報告はいただいております。ですので、ある程度その群れについて、この位置にいるときには次はどちらのほうへ行くだらうというような予測はできるようにはなっております。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、その報告というか予測ができるようになってきたということは当然ながら、例えば、次年度に向けてどういう駆除の方法がええのかとかそういう提案もあるというふうに理解しているの。

○ 北住農水振興課長

駆除の提案まではいただいておりますけれども、追い払いについて、次、そちらのほうの集落へ向かうであろうから追い払いについて注意をしていただくとかそういうような注意喚起のところには役立てていけると思っております。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、例えば有害鳥獣対策として何か計画を立てていくんやけど、例えば、対症的方法が一つと、それから、ある程度中期的な方法と、長期的にどういうふうにするんだという何か指針みたいなものがあるとするならばこういうものが生きてくるのかなという気がするんだけど、今のところそれは生かしていないということですか。

○ 北住農水振興課長

今のところ具体的に駆除までは生かし切れていないというのは正直なところでございます。ということもありまして、今回の捕獲おりの設置場所を、猿の行動域なんかも参考にして設置場所を検討して確実に捕獲できるような取り組みをやっていきたいと思っております。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、今の対策の指針というかベースになるものというのとは一体何になるんですか。例えば、この平成25年度予算を立てておるんやけど、追跡調査事業でも少しやけど上がってきておるよね。平成23年、24年度決算から見ると若干ですが上がってきていますが、それは何か、この事業はもう少しこういう幅広く広げようとか、いわゆる報告を生かすための何かもうちょっとブラッシュアップしていこうとか、そういう意味合いなのですか。予算が少し、平成25年度上がっているのは。

○ 北住農水振興課長

この追跡調査事業につきましては基本的にはお願いしておるのは受信機を持って追いかけていただいて情報を出していただくということでございますので、特にこの事業について何か新たな取り組みをとる形のものはありません。

○ 笹岡秀太郎委員

わかりました。そうすると、例えば、新しく次年度はこういう方法で対策を練っていこうとか中期的にはこうしようというのにはこれは生きていなくて、いわゆる対症的な動きの報告だけをいただいておりますというふうに理解すればいいんだよね。

○ 北住農水振興課長

この事業の報告につきましてはそういった形で猿の行動を把握するというような形で報告をいただいておりますので、うちのほうではそれが生かし切れていないのかなというように思っております。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、例えば、その下の鳥獣被害防止総合対策事業推進協議会というのがあるけど、そういうところにはこれが報告に行っておることとして理解していいの、今のこの報告が。

○ 北住農水振興課長

この協議会につきましては、市と、それから猟友会、それから地域の方とで組織しておる協議会でございますので、猿の行動などにつきましては猟友会さんとか地域の皆さんに

はお示しはしております。

○ 笹岡秀太郎委員

今、この事例で愛知県の例が出されて、年度ごとに61頭で、ある程度の群れの駆逐はできたのかなという報告やったけど、そういうふうにこれが生かされてくると理解しているの。ちょっと言うていること、よくわからんのやけどさ。

○ 北住農水振興課長

当然、猿の群れの行動によりましておりの設置場所は検討していかならんと思っておりますので、そういったところで生かしていきたいと思っております。

○ 笹岡秀太郎委員

そういうところで生かされているというふうに理解すればいいかな。わかりました。

○ 小林博次委員

これ、どのぐらいの期間で猿の捕獲を終わるつもり。どんな見通しを持ってやっているの。

○ 北住農水振興課長

設置場所等によりまして猿がどの程度入るかというのは正直置いてみないとわからないというようなところもございますので、その状況を見てということになると思いますけれども、そんな長い時間をかけてとるということではなくて一気にやりたいというふうには思っております。

○ 小林博次委員

実績でいくと東栄町で平成24年度55頭やろう。何匹おるの。ふえるほうが多いん違う。だから、ここで何でこんな質問をしているかというのと、一体幾ら金かけて害のないところまで捕獲するんやと。ただ、あなた方の今までのやり方を見ておるとだんだんだんだん猿がふえていって、次々追っ払っていきから新しい餌場へ全部行って、あなた方の畑はないんで痛くもかゆくもないやろうけど、ほかの人困るわけや。だから、やっぱり集中的に対

応するならして、例えば広島宮島の宮島ね、厳島神社の周辺でモンキーセンターが5年かけて、あれ、全頭捕獲なんやわね。だから、素人が発想して何か対応しておるのも結構やけど、プロと相談して大体これぐらいの目安でこうやっていけるという計画を立てて対応しないと、幾ら金突っ込んでもあかんよということになったんではまずいと思うんやわな。猿ばかりにいけやへんやんかな。イノシシもあれば、鹿もあるわけや。それぞれ、そこらじゅうの山に散らばっているから走ってくるかもわからんけどそんなに行動範囲が広いことないので、だから、一定にこれぐらいの時期で害のない程度まで減らすだとか、やっぱり専門家と相談して方向を出して今年度こうするという発想がないと、無駄金になってしまう危険もないとは言えんので、その辺も一遍ご相談いただいて、また後日で結構ですから報告いただけませんか。

それと、もう一つは、これはおりやけど、狩猟期間が始まって鉄砲撃つにしても撃つ場所がほとんどない。だから、撃てる場所まではお互いが追い上げて、そこでしとめるという作業をしようとする、追っ払い隊が全町にないはずだと思うわね。被害のない人まで参加してくれと言ったってしませんから、被害を受けた農民の人、それから自治会、それから四日市市内でおもしろそうやから参加しようかというのがおるみたいな感じがあるので、そういうボランティアを募集していただいて追っ払う。種まいた時期はほじくりませんから、例えば、玉葱でもでき始めてちょっと格好ついたころにみんなやられるわけだから、時期があると思うわな。だから、そういうのを研究してみて、きちっと追っ払って、捕獲するなら捕獲する。そういうやり方をきちっと計画的に出してやってもらいたいなと思います。とりあえずここでは追っ払い隊全部組織がいつできるのか、もう寒いうちにきちっとしておかんと暖かくなってから活動できやへんから。だから、後日、これで全部できたということをした順番に報告いただくとありがたいと思うので、あなた方のけつをたたくわけやないんやけど、被害を受けた人はもう本当大変なことやから、それだけよろしく願いしておきたいと思いますが、何か考え方があれば聞かせてください。

○ 永田商工農水部長

先ほどの愛知県の東栄町のものにつきましては当初から50頭ぐらいの群れだと聞いておりました、おおむねその群れについてはとり尽くして、その後で平成25年度では実績がなくなつたと聞いております。ですから、四日市市の場合、A群、B群というのがもう少し大きな群れですので、これを何とかとり尽くすような形までいければかなりの効果が出る

のかなど。それについてはやはり年間どのくらいとっていくのかとか、どこへ置くのか。置いた後、同じ場所で効果があるのかとか、その辺についてはさまざまな知識を持った方からご意見いただきながら計画としては持っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 小林博次委員

それ、おりをつくったところはそういう見識はありますやろ。だから、この東栄町のおりは、みんなとったら要らんわけで。というものを借りて、また出たら返してもらうぐらいのことやれば、金安くて済むわな。貸してくれるかどうか知らんけど。やっぱりそれぐらいの融通性を持って自治体間でもやったらいいのと違うかなと思うんやわね。三重県内でも横に広いわけやから、だから、協調できる市があれば融通し合いも一つの方法ではないかなと思うんやわね。

以上、要望にしておきます。終わり。

○ 加藤清助委員長

要望ということで。

○ 伊藤修一委員

先ほど部長のほうから猿の捕獲囲いわな2基をどこに置くのかこれから考えるというようなお話があったかわからんのやけど、お金を出して買うわけで、もう決まっているんじゃないですか。A群、B群がおるということだから、どこのあたりにも置くということまでやっぱり考えを出してもらわないと、ここで予算を審議しているわけだから、これから考えるというのはちょっと具合悪いなと思うんやけど、その辺どうなんです。

○ 水谷商工農水部理事

水谷でございます。

一応、A群、B群、特にA群のほうは広範囲に水沢から四郷まで行動しております。これを、とりあえず今考えておるのは中間のところ、川島なり山田なりの中間でA群のほうは対応していきたいと。B群のほうは菰野と桜で行動しておりますので、できれば桜のほうで対応できないかということで、今、地元のほうの方々のご相談も今かけております。

○ 伊藤修一委員

議会に予算として上げてくる場合には、もっとスピード感を持って、地元の協力や同意も取りつけて、やはりこういう提案をしてもらうべきだと思うし、ある意味で言えば、地元の意見というのもしっかり聞いて、ニーズや意見も聞いて、そういうことも審議ですから、私らにきちっとそういうことも条件提示をしていただくことが必要やと思うんですね。あくまでも架空の話で、全部架空の話でまた行き当たりばったりで次考えるということでは本当にこの審議というのもきちっとした成果を得られるかどうかちょっと心配してしまうので、今後継続して、この話というのはまた委員会なり議会に逐次報告をいただけるようにだけお願いしておきたいと思います。

○ 加藤清助委員長

ということで、今後の対応のほうはまた委員会へよろしくお願いします。

○ 伊藤 元委員

猿のわなについては、これ結構効果があるというのが示されておるんやけれども、ここでやっぱり人間と猿の知恵比べになると思います。先ほど小林委員が言われたように、やっぱりこのわなを仕掛ける場所とその時期、やっぱりそこら辺をきっちりの確にやっただいてA群、B群ともに一網打尽にしとめていただけるといいなというふうに思いますので、ぜひその辺、知恵比べのほう勝ってください。それで、これは一つエールを送っておきますね。

ちょっと聞きたいのが、鹿とイノシシのほうの対策の電気柵のほうなんやけれども、何と言うのかな、これ、電気、微弱電流やとも思うんやけれども、これで逃げていくのかな。突き破っていくということあらへんのかなという気がするの。今回は追い払いの電気柵なんやろうけれども、捕獲という部分ではイノシシ、鹿、どういうふうに考えてみえるのか、ちょっと教えてください。

○ 北住農水振興課長

鹿、イノシシの捕獲につきましては猟友会のほうで定期的に場所を決めてやっただいているというようなこともやっただいておりますし、あと、地域から、特にイノシ

シが多いんですけれども、被害が出てという相談があったときには猟友会さんのほうにお願いもしまして、おりを設置いただいて、そこで駆除をしていただいております。ことはやっております。

○ 伊藤 元委員

猿はやっぱり学習能力が高いので一発でしとめやなあかんと思うんやわな。せやけど、鹿、イノシシについては若干その辺は弱いのかなという気はしておるんですよ。それで、やっぱりこうやって電気ショックの柵を講じたら、その周辺に必ずわなを仕掛けて併用してやっていくという考えが僕は大事かなと思っておるもので、一遍その辺も検討を視野に入れていただいて、やっぱり駆除していく方法をとっていかんと、ふえる一方ではやっぱりあかんと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。要望で終わっておきます。

○ 加藤清助委員長

他にご質疑のある委員の方。

○ 加納康樹委員

済みません、ちょっと私も勉強まで、捕獲囲いわなについて簡単に数点お伺いをしたいと思います。

まず、四日市市が設置しようとしている設置の規模が、愛知県のやつと比べると面積5倍ぐらいの規模なんですけど、何でそんなにでかいんですか。

○ 北住農水振興課長

この設置メーカーにも確認はしたんですけれども、やはり群れの中で一番最初にリーダー的なものがおりますので、餌を食べるのはそれが最初ということで、なかなかそれが入らないことにはほかのも入らないということで、東栄町の最初のおりのときにはリーダーがまず周りののに入って餌をとろうとするのを制止しておったというようなことがございまして、ある程度の大きさがないとほかの猿が一気に入るというようなところまでいかないということと、今回、四日市市の群れについてはかなりの頭数がおりますので、大きなものである程度をとれるような形のものを考えて、この大きさで考えたということでございます。

○ 加納康樹委員

そうですね。手法として当然餌で呼び込むだろうと思うんですけど、これ、予算審議ですので、餌代は350万円の中に含まれているんですか。

○ 北住農水振興課長

餌代は入っておりません。

○ 加納康樹委員

じゃ、どこですか。

○ 加藤清助委員長

調達は。

○ 加納康樹委員

どこの経費ですか。

○ 北住農水振興課長

今のところ餌についてはおりの管理とかを猟友会さんのほうに委託をさせていただこうと思っておりますので、その経費の中で猟友会さんに見ていただく、あるいは、ほかに需用費は、別の需用費がございますので、その中で若干は見たいなというふうには思っております。

○ 加納康樹委員

じゃ、もしめでたく大量に猿が捕獲できたとして、その後の処分方法ってどうなるんですか。

○ 北住農水振興課長

こちらのほうも猟友会のほうにお願いをしております、猟友会のほうで殺処分をしていただくということです。

○ 加納康樹委員

というと、その殺処分の経費は先般改定されたあの金額においてお支払いいただくというそういう流れでよろしいですか。

○ 北住農水振興課長

今年度から猿については1頭2万円という形で上げさせていただいておるんですけども、これについてはおりの中で捕まえたものを処分するという形ですので、2万円そのままという形ではなく半分程度でというので今ちょっと猟友会さんとは協議をさせていただいています。

○ 加納康樹委員

そうですね。私も、ですから、レートそのままはおかしいと思うので、半分程度がいいのかよくわかりませんが、その辺、決まっていなくていいもんですか、この時点で。

○ 北住農水振興課長

猟友会のほうとはその線で話はほぼ詰まっております。

○ 加納康樹委員

じゃ、最終的におりの中に入った猿を処分した場合、幾らで猟友会さんをお願いするのかというところに関してはご報告を、決定を速やかにお願いしたいということだけで終了したいと思います。

○ 加藤清助委員長

じゃ、おりに入った猿の処分費用だけ、またご報告願います。

○ 小林博次委員

関連させてもらうけど、そうすると、追い払い隊なんかも含めて活動しているわけやね。猟友会だけがポケットに入れる。お金を猟友会の人だけがもらっていくということやな。

○ 北住農水振興課長

猟友会のほうは猿を殺処分していただくということで委託をしておりますので、そちらについてはお支払いをさせていただいております。

○ 小林博次委員

殺処分をするから殺処分代が1頭2万円と、おりの中に入ったら半分程度、1万円ということ。ちょっと抵抗も矛盾も感じるんやけど。あんた方、何しているの。予算審議するだけ。もうちょっと合理的な物差しをつくらないと、追い払い隊やって、あんた、車で近くまで行って協力してくれて、捕獲して金、はい2万円持っていかれたわというとな愉快ですやろ。やっぱりお互いが気持ちよく協力するためにどうしたらええのかというのはやっぱり編み出していけないとまずいと思うんやけどな。

以上、また何か考え方があれば、僕の考え方が間違っておりや間違っておったであれなんやけど、でも猟友会だけに任せておいたって全然減っていかんわけやから。だから、そのところもうちょっと筋の通る話にしないと、市民参加でやっぱり追いついて捕獲というシステムをきちっとやらないとだめなわけやから、何かええところだけどこやら持っていかれたなという感覚が出てくると今度は運動としては失敗すると思うわね。だから、1回その辺も考えて対応してほしい。要望します。終わり。

○ 加藤清助委員長

要望ということで。

○ 笹岡秀太郎委員

これ今回2基設置するということなんやけど、1基がそうすると経費見ると350万円やから約175万円ですよね。これ、実績の写真見ると猿返しみたいな部分があるということは、特定のもの、もう業者は決まっているということやね。競争原理働かんわね、これ。これ、特許か何かとってあるので、例えば、四日市市の業者がこれをまねして安くしてあげようといっても無理なの、これは。

○ 北住農水振興課長

はい。おっしゃるとおり、この構造につきましてはもう特許をメーカーのほうでとられ

ておりますので、特定のメーカーで設置をいただくという形になります。

○ 笹岡秀太郎委員

当初からこういう効果ありそうだということで、ここはもう1本に絞って発注をかけると、こういうことでよろしいか。

○ 北住農水振興課長

今、猿の捕獲おりについては今開発段階のものが多うございまして、今選考してこれが効果があるというような情報がありましたので、今回これを設置したいということで上げさせていただいたものです。

○ 笹岡秀太郎委員

理解しました。

今、小林委員が言われたように使い回しはできるんですか、これ。

○ 北住農水振興課長

基本的にはパイプを土の中に打ち込んで、それで固定するという形のもので移設は可能です。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、これ、今回設置をして、今年度様子を見る。次年度はこのものをまたそのまま使っていくと。仮設やからどこかへ壊して置いておくわね。また使うということやね。

○ 北住農水振興課長

基本的には一旦設置して、しばらくはそのままそこで捕獲をすると。様子を見て、東栄町のような形で効果がなくなってきたということだと移設ということも考えていきたいと思っております。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、例えば1年2年のスパンで使って様子を見て、もう一度使うということは

可能ということで理解してよろしいんやね。

○ 北住農水振興課長

はい、それは可能です。

○ 加藤清助委員長

よろしいか。

他にご質疑のある方。

(なし)

○ 加藤清助委員長

有害鳥獣に集中しましたが、ほかの補正部分はよろしいのでしょうか。

僕一つ確認させてください。補正予算参考資料でいただいた25ページに市単土地改良事業というのがあるんですが、例の横井井堰が復旧作業をやっていたら、また災害に遭ってというのであるんですが、この際は当時問題になった受益者負担というのは今回は発生しないんですか。

○ 北住農水振興課長

応急復旧という形ですので、こちらのほうは地元からの負担金はいただいております。

○ 加藤清助委員長

じゃ、よろしいですか。

(なし)

○ 加藤清助委員長

じゃ、3本の議案の関係の質疑を終結いたします。

討論もないと思いますので、これより採決に入りたいと思います。

議案第73号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補

正、歳出第6款農林水産費中関係部分及び議案第74号平成25年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分を除く）、それから、議案第76号平成25年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 加藤清助委員長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決いたしました。

〔以上の経過により、議案第73号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第1項農業費（人件費補正分を除く）、第3項農地費（人件費補正分を除く）、第4項水産業費（人件費補正分を除く）、議案第74号平成25年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分を除く）、議案第76号平成25年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 加藤清助委員長

理事者の入れかえがございます。

それで、1時間ちょっと経過しましたので、11時20分まで暫時休憩とさせていただきますと思います。

11：10 休憩

11：20 再開

○ 加藤清助委員長

それでは、おそろいですので、産業生活常任委員会を再開させていただきます。

- 議案第 97 号 四日市市すわ公園交流館条例の一部改正について
- 議案第 98 号 四日市市勤労者・市民交流センター条例の一部改正について
- 議案第 99 号 四日市市宮宮妻峽ヒュッテの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第100号 四日市競輪場内施設の使用に関する条例の一部改正について
- 議案第101号 四日市競輪場広告掲出に係る使用料条例の一部改正について
- 議案第102号 四日市市食肉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第103号 四日市市食肉地方卸売市場業務条例の一部改正について
- 議案第104号 四日市市茶業振興センター条例の一部改正について
- 議案第105号 四日市市農業研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第106号 四日市市ふれあい牧場条例の一部改正について

○ 加藤清助委員長

これより議案第97号四日市市すわ公園交流館条例の一部改正についてないし議案第106号四日市市ふれあい牧場条例の一部改正についてを議題といたします。

追加資料が出ておりますので、資料の説明を求めます。

○ 石田けいりん事業課長

追加資料についてご説明をいたします。委員会資料、委員会の追加資料、資料5という資料でございます。

1 ページでございます。

インデックス2番のついた資料でございます。よろしいでしょうか。

議案第100号と101号の条例の一部改正に伴う資料でございます。

まず1 ページでございますが、四日市競輪場内施設の使用実績についてご説明をいたします。

平成20年度からの実績でございます。東棟の会議室につきましては諏訪太鼓等の練習等、多目的スペース等については展示会等に使用されたもので、年間の使用回数でございます。

議案第101号に係る広告の実績でございます。下の表でございますが、これは年間使用

回数につきましては年間の使用件数でございまして、走路面で1カ所、壁面で2カ所、平成22年度以降は壁面も1カ所ということでございます。

裏面の2ページにつきましては施設の概要図でございます。

追加資料の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 加藤清助委員長

ほかには追加資料ありませんね。

説明はお聞き及びのとおりでございます。ご質疑のある委員の方、挙手にてお願いいたします。

○ 笹岡秀太郎委員

場内の施設の貸し出しのご案内ってこういうふうになっているけど、余りこれ市民には周知されていないんやわな。

それともう一つは、競輪という性質上、余り多目的に使わずのはいかがかという考え方もあるんだろうとは思ふんやけど、やはり貸し出しをこういうふうに出して、例えば会議、健康増進とか地場産業の振興などの活動に使ってくれというふうに出しておるのであれば、もう少し積極的なPRとか活用の利便性が高いよとかそういうPRもしてもええのかなと思ふんやけど、今のところそういうのは余り見えてこないんですが、基本的な考え方、これ、どうなんやろう。それをもう一遍教えてください。

○ 石田けいりん事業課長

料金も定めて貸館といいますか部屋貸しできる状態にはなっておりますが、年間を通じて本場開催日の貸し出しは行っていないということもございまして、その日程が定期的に曜日を設定してお貸しできるとかそういうことのなかなかできない難しい施設、日程調整が難しい施設でございますので、その辺、ご利用いただく方についてはそういうことも踏まえて今後お示しして、一層空き時間の利用に努めていきたいと思っております。

○ 笹岡秀太郎委員

今言ったように性質上やっぱり休場のときに人員を配置したり、それからコスト面でいくと多分赤字になるんやろうなという気がするんやけれども、それならいっそやめてもえ

えやん、反対に。やめておいたほうがさっぱりすると思うんやわ。

なぜ基本的な考え方を聞いたかという、本当に、例えば市民の健康増進に資する施設なんだ、あるいは、地場産業の振興に資する施設なんだと位置づけるのであればやっぱり真剣にやらないかんし、その辺のめり張りをしっかりつけるべきではないかという思いがするので、部長、もし何かその辺の基本的な考え方ね、これをどうしていくんやという指針があれば、もう一度確認だけさせて。

○ 永田商工農水部長

この辺の施設につきましては基本的にここの競輪事業を振興するという事で、それに伴いまして整備を進めてきたところであると思います。

ご指摘いただきましたように、確かに施設の有効活用という面ではPR等をこちらとしては十分やれているという状態ではございませんので、その辺もう一つのご提案として、コスト面での検討もしたらどうかというご意見もいただきましたので、その辺を検討させていただいて、今後拡大してどんどんPRするのか、ある程度違うことができるのかというのは一度こちらで研究をさせていただきたいなと思います。

○ 笹岡秀太郎委員

広く活用してというよりも特性を生かして何か切り口を変えた利用方法、促進方法を考えたほうがより効果的だろうなという思いがあるので、意見として出させていただきます。
以上です。

○ 加藤清助委員長

他にご質疑のある委員の方。

(なし)

○ 加藤清助委員長

なしというお声が出ておりますので、質疑を終結したいと思います。

これより採決に入ります。

議案第97号四日市市すわ公園交流館条例の一部改正についてないし議案第106号四日市

市ふれあい牧場条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 加藤清助委員長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

[以上の経過により、議案第97号 四日市市すわ公園交流館条例の一部改正について、議案第98号 四日市市勤労者・市民交流センター条例の一部改正について、議案第99号 四日市市宮宮妻峽ヒュッテの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第100号 四日市競輪場内施設の使用に関する条例の一部改正について、議案第101号 四日市競輪場広告掲出に係る使用料条例の一部改正について、議案第102号 四日市市食肉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第103号 四日市市食肉地方卸売市場業務条例の一部改正について、議案第104号 四日市市茶業振興センター条例の一部改正について、議案第105号 四日市市農業研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第106号 四日市市ふれあい牧場条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第145号 四日市市すわ公園交流館の指定管理者の指定について

議案第146号 四日市市勤労者・市民交流センターの指定管理者の指定について

議案第147号 四日市市宮宮妻峽ヒュッテの指定管理者の指定について

○ 加藤清助委員長

では、おそろいですので、議案第145号四日市市すわ公園交流館の指定管理者の指定についてないし議案第147号四日市市宮宮妻峽ヒュッテの指定管理者の指定についてを議題といたします。

追加資料がございますので、資料の説明を求めます。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

商業勤労課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

資料のほう、先ほどの競輪のほうの説明にございました資料⑤というインデックスの2とついているところに一緒に出てございますので、お願いしたいと思います。

めくっていただきまして、3ページからでございます。

この指定管理に関しまして、まずは選定委員会のメンバー表をとということでございましたので3ページに添付をさせていただきました。こちらのほうは市全体で1から4までの委員会がございますけれども、私ども関係してございますのは第4選定委員会のほうでございます。メンバーのほうは下段にございます四日市大学の岩崎教授を初めとしました5名の方で、記載のとおりでございます。

続きまして、4ページのほうへお願いいたします。

こちらのほう選定委員会の経過をとということでございましたので、今までの選定委員会の開催日等と内容について簡単にまとめをさせていただいております。

5月14日の選定委員の委嘱から始まりまして、10月10日の最終の総合審査のところまで計8回の委員会が行われてございます。途中の段でちょっと括弧書きで出させていただきましたんですけれども、6月24日に募集要項を配付開始いたしまして、7月2日に応募の説明会をやってございます。そのときに参加された企業さんのほう、事業者のほう、すわ公園交流館については3社ございました。一方、勤労者・市民交流センターのほうが4社、宮妻峡ヒュッテのほうは参加者はゼロでございました。以上のほうにまとめさせていただきましたので、ごらんいただければと思っております。

続きまして、4ページからでございますけれども、こちらのほうから選定委員会における最終の審査報告書のほうを勤労者・市民交流センター、それからすわ公園交流館、それから宮妻峡ヒュッテのほう3件分をそのまま添付させていただいております。

23ページまでがその3施設の報告書の内容になってございます。詳細は既にホームページ等でも公開されておりますので省かせていただきますけれども、例えば勤労者・市民交流センターのほうで8ページというところを見ますと、そちらのほうに審査講評というのが下のほうに書いてございます。この審査講評の内容がほぼ審査委員会でいろいろと議論があった内容が取りまとめられたというふうなものになっているかと思っております。

続きまして、その次のページの9ページのほうには選定基準ということで配点の配分表がございます。それに基づきまして各委員さんに得点をつけていただいた結果の得点の総

括というのが10ページでございます。こういった構成になってございますので、3施設に
関しましてそういうふうに見ていただければよいかというふうに思います。

続きまして、ちょっと飛んでいきますけれども24ページをごらんいただきたいと思いま
す。

24ページのほう、すわ公園交流館の指定管理に関しまして地元との連携というかそうい
ったことでいろいろご質問もいただきましたので、そちらのほうを24ページ、25ページの
ほうでまとめをさせていただいてございます。

まず、募集の時点で、24ページでございますけれども、主な変更点ということで書かせ
ていただきました。今回の募集に当たりましては、①でございますが、商店街を初めとい
たしました地域の方々との協力というのは欠かせないということで、協力して事業を実施
するという内容をまずは募集要項のほうに書かせていただいております。

それと、もう一つ、より幅広い市民の方にご利用いただいたり参画いただくというこ
とを目指しまして、利用者間の交流、あるいは世代間の交流をより促進できるようなイベン
トの拡充に取り組んでほしいといったような内容を明記させていただいております。

こういったことを考えまして、過去に中心市街地での活動実績がない団体でも幅広い応
募が可能となるように応募の資格というところを前回の応募の時点からは若干見直しをさ
せていただいております。その内容が、下段の表の一番下のほうの応募の資格というこ
ろでございますけれども、こちらのほうの応募資格を、前回のときには中心市街地活性
化のために活動している法人その他の団体であることというふうな書き方をしてございま
したけれども、こちらのほうを周辺商店街や児童館（こどもの家）等と協力しながら事業
を実施することができることというふうに記載を変更させていただいた上で募集を行って
ございます。

続きまして、25ページですけれども、これから新しい指定管理者となった場合に地域の
連携をどうしていくのかということでございますけれども、先ほど申しましたように募集
要項のほうで連携協力しながら運営をなさいよということを明記してございますので、
まずはそれをきちっとできるように我々のほうも頑張っって指導をしていくということにな
ろうかと思えます。なお、選定委員会からの報告書の中身も審査講評の中にこういったこ
とも記載されてございまして、一部読ませていただきますと、現在の指定管理者である四
日市諏訪西商店街振興組合を初めとする近隣商店街や自治会、中央児童館（こどもの家）
等の地域関係者との連携・協力体制を緊密に取りながら、同館を運営していくことを強く

望むというふうな書き方がしてございます。

それと、もう一点、すわ公園交流館には運営協議会というのがございまして、こちらのほう月1回の開催をしてございます。こちらのほうの方には現在もその商店街の役員さん等なんかに入っていていただいております、交流館で事業を実施していく上でいろんなご意見をいただいておりますというふうなやり方をしてございますので、引き続きこうしたところへの周辺の方の参加をいただきながら連携がとれるように目いっぱい努力をしていただくとということになるかと思っております。

説明のほうは以上でございます。

○ 加藤清助委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑のある委員の方、挙手にてお願いいたします。

○ 笹岡秀太郎委員

最後の説明で地域の連携を十分とってくれと言うし、この委員会からも指摘がある、十分配慮してくれというふうにしておるけど、配慮なされておるかどうかが誰がどういふふうでチェックするんですか。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業労働課長

先ほども申し上げました運営協議会とかそういったものについては、市のほうが委嘱をしていくという格好になりますので、日々の活動報告というのは毎月1回は上がってきてございますし、週1回のスタッフによる協議会、会議のほうにも今も私どもの職員が1人は必ず出ておりますので、そういった機会を通じまして、これがもっとできていないんじゃないのかというふうな指導は逐次やっていきたいと思っております。

○ 笹岡秀太郎委員

そういう指導の部分は議会がなかなか見えない部分もあるので、できたらどういふふうな指導をしたのかとか、そういうのはやっぱり定期的に報告してもらったほうがええのではないかなという気がするんやわ。というのは、やっぱり不都合が生じたときに、どこをどう責任とるのみたいな話になってくる可能性もあるので、今回、当然ながら審査の講評

の中であるように配分することを求めても、ここの選定委員会は求めるだけであって、そこをどうきちんと配慮が担保されているかというチェックと、それから、指導あたりの流れ、それから、それがどういうふうに改善されたかという報告もやっぱり大事になってくるかなという気がするので、何らかのシステムを考えていただくようなことを、もし今そういうことがあるのであれば教えてほしいんやけど。ただ委員会に報告するだけじゃちょっとまずいかなという気がするんや。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

現在も指定管理のモニタリングというのがございますので、年1回はそちらのほうで講評のほうをさせていただいていることになっています。それだけではということでございますので、逐次機会を捉えてご報告させていただくことができればなと思っておりますので、検討させていただきます。

○ 加藤清助委員長

他にご質疑のある方。

○ 加納康樹委員

まず、この3件を横に眺めて一つ教えてほしいのは、すわ公園交流館の選定をされた委員の方がこれだけ1人欠けているのは、去年とか問題になったことと何か関連する方だったのでこの審査だけかかわっていないということの見方でよろしいんですか。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

はい、すわ公園交流館の関係のときに、応募者のほうに四日市諏訪西商店街振興組合さんがお見えになりました。現在子供キッズステーションというような企画を今諏訪西商店街とか諏訪商店街、数件の商店街さんが入って検討してございまして、そこから事業を三重銀総研のほうへ一部発注しておるということがございましたので、みずからこの審査については辞退をさせていただきたいという申し出がございました。それについて1名減っているということでございます。

○ 加納康樹委員

であれば、その辺は公正なんだろうなと思うところなのですが、議案第145号のすわ公園交流館のところの配点とか講評を見ていてよくわからないのは、いただいた資料でいくとページ番号15番の一番上のところですね。四日市諏訪西商店街振興組合さんのほうが財務面の不安定さが課題と書いてあって、それを如実にあらわすように17ページのところで決定的とも言える項目はこの団体の経営状況についての判定、これが決定的なポイントでアクティオ株式会社がとられたということになっておるかと思うんですけども、でも、客観的に見て諏訪西商店街さんの組合、もう何年やっていらっしゃるのか、アクティオさんなんてまだまだ会社起きてそんなに間もないようなところなのに、ここの財務面の評価がこれだけ違ってしまったというところは少々ご説明していただかないと、はい、そうですかとは言える差にはないような気がするんですが。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

今、加納委員おっしゃいましたように、決定的に差が出ているのは団体の財政状況のところ、まさしくそのとおりにかなと私どもも思っていますし、そのかわりに逆に地元の関係なんかでは諏訪西商店街振興組合のほうがどっと有利になっているということは事実なんですけれども、このあたりにつきまして選定委員さんのほうからちょうどプレゼンテーションのときにも問いかけはございました。決算書なんかを見ていますと、ここ3年分の決算書が添付されておるんですけども、そちらのほうで赤字が出ていますということについて委員さんから質問がございまして、それに対する回答の内容は、商店街自身というのはあくまでもうける商売をやっていく団体ではございませんと。逆に、利益を上げるようであれば商店街のほかの店の何らかのものを圧迫するというようなことで、決してもうけるものではないので少々の赤字は出ておりますと、ただその赤字の範囲についても減価償却の範囲でおさまっていくレベルですのでキャッシュフロー上は問題ございませんという説明はプレゼンテーションのときにございました。けれども、それを受けて各委員さんのほうが判断された結果が今のこういう格好になっておるのかなというところでございまして、審査の点数について、プレゼンテーションのときには我々原課のほうも立ち会いはさせていただいているんですけども、それ以降は、我々も一旦外へ出ますので、余りこちらのほうでお話はさせていただいていませんので、このあたりの詳細まではちょっとわかりかねるというところですよ。

○ 加納康樹委員

わかりかねるのかもしれませんが、どちらになるのかという決定的なところのポイントがよくわからないというのはどうかと思います。どう考えたって、この振興組合という組織と株式会社という組織、今、課長もご説明をしていただきましたけれども、利益を上げるということに対しての使命は絶対違うと思っています。最初ときに申し上げたように、振興組合さんも一体何年営々と続いていらっしゃる組織なのかという点と、新参の株式会社というそういうところの基準でもう少し考慮されるべきじゃなかったのかという点は非常に疑問に思えるんですが、よくわからないとはいうもののやはりそこをちゃんと私たちにわかるように説明していただく責任があると思います。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

最初の選定の基準表に問題があったのではないかということについては私どもももう少し検討せないかなかなというふうには思っております。点数についてはちょっと今何とも申し上げられません。申しわけございません。

○ 加納康樹委員

確かに点数の配点で、審査員さん、それに基づいてしたんでしょうけれども、でも、やっぱり株式会社というものを見ると振興組合という団体を見ると、決算数値とかそういうのを全く同列に見てしまうというのは本当にナンセンスだと私は思います。ちょっとこれは承服しかねるなということです。とりあえず1点、その程度にしておいて、発言を中断しておきたいと思います。

○ 加藤清助委員長

他にご質疑のある方。

○ 小林博次委員

今、すわ公園交流館のある地域全体でまちの活性化、まちづくりを、これからもう最後のチャンス、死に物狂いでやっつけようかという中で基本計画が策定されて、そこの一角を担っている商店街の人たちが地域の人的つながりの中で今まで運営してきたわけやね。そのところをその人たちに協力を求めて、外部の人がやるよといっても形式的には協力

してくれるかもわからんけど実際には協力せんよと、こういう話が我々のところに来ているので、そうすると運動として成り立たんやろうなと思っているんやわ。交流館をまとめて責任を持ってもらうという団体にはふさわしくないやろうなと、こんなふうに思っているんです。営利を追求する団体では無理やと、こんなふうに思っているんですけど、そのあたりどうやってプレゼンのときに説明してあるのかな。それはそれ、これはこれでやられると、せっかくそこの施設を活用しながら地域全体の活性化を図ろうとしているのに図れないことになってしまうな。地域の協力がなかってどうやって交流館成功させようとしているのか、そのあたり、プレゼンやっておるからどんな意見交換があったんか一遍聞かせていただけます。

○ 上野商業勤労課副参事

アクティオさんからのご提案の中で、彼らはやはり地域に根差した活動が自分たちの事業を成立させる上で最も重要だというところはプレゼンテーションの中でもそういうメッセージを端々に織り込んでいっていただいております。ですので、彼らは四日市市内全般で見れば既に勤労者・市民交流センターとかほかの施設で活動の実績があり、四日市市内にとっては全くの新参者ではないので、今までの四日市市内での実績を生かしながら交流館の活動にも役立てていきたいというのが一つ。さらに、今回プレゼンテーションの中心的な役割を担っていただいた三重営業所の職員さんも四日市市で生まれ育った職員さん、要は地場で採用されている職員さんが中心的な役割をしていただいております。さらに申し上げますと、そのメンバーのうち1人は以前にすわ公園交流館の運営協議会の委員としてご参加いただいていた経験もある方のございまして、完全に全国展開の企業が出てきたのでやり方も人的なものも全く違う人が出てくるというわけではなかったと。そのところは一つ安心材料として委員の皆様の採点にも影響を及ぼしたのではないかなと思っております。現に、その方に限らずほかの関係でも、例えば市民文化部のほうですけれども、ジャズフェスティバルのイベントの実行委員会に名を連ねていらっしゃる方がアクティオ株式会社の職員でいらっしゃって、その職員も交流館を受託できた暁には運営に参加させていくというようなご提案もありますので、少なくとも人的な面では非常に地域と関係のない人が運営をするということにはならないよというのが大きな説明のポイントであったかなというふうに思っております。

○ 小林博次委員

上野さんはそう感じたかもわからんけど、例えば勤労者・市民交流センターなんてのは地域と無関係に人が寄ってくるわけや。貸館がよけい少ないから何の努力をしなくても寄ってくるわけやわな。それをうまくできたからと言われても、そんな放っておいたって人が寄ってくるようなところ、成功したからという発想はいかがなもんかいなと。ここはやっぱりこの商店街活動を自治会も含めて今協力体制とっているわけやわな。大事な部分がそんな木で鼻かんだみたいな市の言うことなんか聞かんぞと言いだしたら、そんなのできませんやないか。だから、事前の意見聴取、どれぐらいの時間させたか知らんけど、審査時間は提案が20分と質疑が20分やろう。そんなもの形式的なだけで中身ないやないの。

だから、それともう一つは、市は本腰入れて、活性化事業をやろうとしていないやろう。しているんなら全体で動かさんとまずいと思うんや。そこのところ、どう考えておるのかな。例えば、この前、評価委員に聞いたわけや、今回のと違うよ。何を聞いたかというのと、委員が、こういうことをやったほうがおもしろいと思いますけどどうしますかと質問すると、そのように努力しますと評価時点で言うとうがるわけや。いや、こういう提案していませんと言うとがたっと下がるわけや。だから、評価委員の意に添わなかったわけやわな。だから、個人の主観で決まるものを選考委員が縮まれば縮まるほど個人の主観が入りやすくなってしまふ、そういうことが今回あるんと違うかなというふうに個人的には推測しておるわけ。交流館だけの運営なら誰がやっても関係あらへん、そんなもんな。だけど、交流館の運営を軸に地域をきちっと活性化していこうとすると、地域の人たちをまさに主人公としてクローズアップしてこないとうまくいかないと思うわね。だから、自分たちがやるということを前提で協力してやらないと。市役所のあなた方ちょっとも協力しやへんわな。あなた方が活性化、活性化って、これ、二、三十年、僕聞いておるけれども、全然衰退しておるやない。やっぱり本気でやらせるということ、自立させておやりいただくということの一つの素材としてやっぱり提供すべきやと。すわ公園交流館、あるいは、それ以外のものもね。だから、総合的にきちっとバックアップ体制を市がとらんと、また絵に描いた餅に終わってしまう。大体市が対応するのが遅過ぎて、また国のほうで補助金勝手にばんばん出てきておるわけや。だから、基本計画をつくらなかつても、言っておるもんが幾つももう出ておるわけやね。だから、あんた方が遅過ぎるし、あんた方の認識がずれていないのかというふうに個人的には思っているんやけれども。そのずれた一番厳しいのが、この議案第145号やな。これやと思うんやね。だから、そこのところ、まだ議会の意

思も反映させてもらえるわけやから、一応今まで選考委員会でお決めいただいたけどお断りして、その次の人たちの前でいただくということも可能なわけやわね。個人的にはそう思います。

○ 加藤清助委員長

25ページ、小林委員が言われたように選定委員会が選定した新しい指定管理者との連携ということで①、②書かれているけど、これに市として商店街だとか地域との協力関係の担保ができるというところ辺をどういうふうに認識されているかということかなと思って意見を聞いていたんですが。

○ 永田商工農水部長

ご意見いただいたことについては、やはりこちらとしても課題であるというふうには思っております。これまで交流館の運営について立ち上げのときから努力いただいて事業をつくっていただけてきておると。それで一定のルールというか方向性ができて、連携のできる事業にさせていただいたというふうに思っております。

もちろん、今回、選定としては他のところになったというところでございますので、逆に言うと、市のほうとしてその連携については強くかかわって、私たちがきちんと連携を図っていくということが必要であるというふうに考えております。

ご意見いただきましたように、交流館を拠点として周りへ他の事業も含めてどういうふうに結びつけていくかというのは市に対して課せられた非常に重たい役割であると思しますので、こちらがきちんとかかわって進めていきたいというふうに考えております。

○ 小林博次委員

この説明書、25ページの1のところ、地域と連携しながら指定管理者に積極的に商店街活動に参加していただくということが書いてあるんやけど、そんなの一生懸命やっている人たちによそ者入れてもらいたくないですよ。専門的知見を持っているそういう団体ならアドバイスも欲しいやろうけど、一応専門家も入って基本計画が策定されたわけやから、あとは地域の人たちが自分たちの手で問題を完結させていくわけやな。だから、よそ者に入ってもらいたいと思っていないので、こういう問題提起は、地元の人たちが入る場合はこの問題提起で正解やけど、そうでなかったら、これおかしいと思うんやわな。だか

ら、②の下の行の協力体制を築くと言うけど、協力してと言われりゃ格好はつけるけどなと。それを協力と言わんのやわな。敵対関係なら別やに。だから、そういう公募の人たちからいくと、本当に行政側は考えてくれておったんかと。少し問題提起の仕方がずれていないかと。そう思っているわけね。これ以上、コメント聞いてもあれやかわからんから。

○ 村山繁生委員

濟みません、ちょっと本当に基本的なことなんですけど、そもそも指定管理というのは直営でやるよりも民間のノウハウを生かして経費も抑えるということが基本にあると思うんですけど、この私の考え間違っておるんですか、認識が間違っておるんですか。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

価格だけではないと思うんですけども、いろんな民間さんの持ってみえるノウハウも使いながらサービス提供していくという考え方もあると思いますし、今おっしゃいました民間委託によって経費削減していこうというところ、両方もあるのかなというふうに思っています。

○ 村山繁生委員

やっぱり私も民間委託して経費を抑えるための指定管理やと思っていましたもので、例えば、勤労者・市民交流センターは直営時点の実績よりも、5倍しても結構安くなっているんですね。すわ公園交流館は直営よりも実績額がかなり高くなっているんですね。この辺ってどうなんかなと思って。やっぱりその辺の経費を抑えるために、もちろん民間ノウハウ大事ですけども、その辺の経費が直営よりも余り高くなるようやったら、余り意味がないのかなと思うんですけども、どうですか。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

多分このA4の横長の表でまとめられたやつを見ていただいているかなと思うんですけども、こちらのほうの財政のほうでまとめてつくっておるんですけども、この表記の仕方が直営時点といいますとかなり16年とかそういった前になります。それと、例えば、今回のすわ公園交流館については当時はイルミネーション事業というのを市のほうで発注してやっていました。そういったものも今回は指定管理の中に含めて発注をしていこうと

いう考えが一部入っていたりとか、修繕費については、すわ公園交流館の場合、今までほとんどございませんでしたけれども、指定管理の100万円以下の修繕については指定管理者のほうでやっていただくということが基準になってございますので、少なくとも100万円分については修繕費を全庁的な施設に皆置いていきなさいというふうなことも言われてございましたので、そういったことなど含めて若干高くなっているのかなというふうに思います。

○ 村山繁生委員

平成十何年とかは、それはその経済情勢も大分違いますし、それはわかるんですけども、例えばすわ公園交流館でも平成26年度の協定予定額が1543万円ですよ。今度は新たな提案価格が8334万円って、それでも大分高いなと思うんですけど、どうなんですか。

○ 加藤清助委員長

わかります。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

提案価格というのは一応5年間まとめてという格好になりますので。

○ 村山繁生委員

単純に5倍したよりも高いということですか。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

そうですね。

(発言する者あり)

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

済みません、ちょっと今、私の持っている資料で確かに5倍しても高くなっておりますけれども、ちょっと確認をさせていただきます。

(「休憩いくか」と呼ぶ者あり)

○ 加藤清助委員長

他にご質疑ある方はみえますか。

12時になったもんで、休憩してからに再開とするか。

(「休憩で再開やな」と呼ぶ声あり)

○ 加藤清助委員長

はい。じゃ、12時。

○ 山川工業振興課副参事兼課長補佐

済みません、債務負担行為限度額の83400と83345という数字は、これ募集要項上に記載をしております数字と提案をいただいた数字で、これは税込の総額でございます。一方で、②のところにある比較をしておりますところは税抜き価格を記載をしております。ですので、この15434を掛ける5しまして、さらに1.8%ないしは5年間ですので10%に消費税が上がる時期のことも加算してございますので、単純に5掛ける0.8ではないんですけれども、計算をしますと83345という5年間の総額の提示価格になります。

○ 加藤清助委員長

この件に関連して。

○ 村山繁生委員

それでも、ほかのものでも平成16年の実績よりもまだ安くなっているやつもあるんですよ、ほかのものでもね。ここ今3施設の審議ですけども、ほかのところでも。ですから、価格ばかりではないと言われるけれども、やはりそれは基本にあると思うので、その辺のところをよく指定管理の提案のときにもやっぱりもう少し経費を抑えられるようお願いしたいなというふうに思って終わります。

○ 加藤清助委員長

終わりでいいですか。休憩後は続きます。

○ 村山繁生委員

もういいです。

○ 小林博次委員

地域が、諏訪西商店街振興組合なんかは形式的には協力するかもわからんけど、積極的には全くしないと言っているから、そうすると、ここで言っていること的前提が崩れるので、休憩時間中に確認してください。

○ 加藤清助委員長

では、暫時休憩としたいと思います。お昼、この件についての質疑を継続いたします。再開は午後1時とさせていただきます。

12:04 休憩

13:01 再開

○ 加藤清助委員長

それでは、副委員長がまだお見えになっていませんけど、定刻ですので再開をさせていただきます。

市民の方、傍聴に1人、入られました。報告いたします。

それから、午前中に指定管理者指定の3本の議案について質疑の途中でしたので、この質疑を再開してまいりたいと思います。

ご質疑のある委員の方、挙手、発言願います。

○ 樋口龍馬副委員長

よろしくお願います。

この追加していただいた資料の中を見ますと、24ページの募集要項がございますよね。この中で前提条件として周辺商店街との連携を図っていくということが書かれているわけ

ですよね。今回追加上程された議案としては教育民生常任委員会の議案になるので余り深くは触れることができないところだと思うんですが、運動施設に関して言えば前提条件が崩れたということで選考委員会に一度戻った上で選定をし直して、業者がかわっているという経緯があります。財政経営部長に私も一般質問させてもらった中でそういったところを見直していく必要があるということを確認されて、今後見直しを行っていくという話でした。でも、これ、このまま通してしまうと5年間まちづくりが死んでしまう可能性がある。もちろん新たに角度を変えてまちづくりが進む可能性もあると思うんですが、ただ募集の要項の中に含まれる協力というところをどのように担保しているかというのが、配点の中を見ても事業内容についてとかあるんですけども、事業内容の中にそもそも商店街との連携というのを前提にした提案があるとすると、これは運動施設と同じことになると思うんですね。連携ができないような状態を考慮した、単独でも行えるような提案になっていたのか、協力しないと達成できないような提案になっていたのかというところが争点になるべきだというふうに思うんですが、そのあたりの担保というのは、例えば周辺の商店街さんに協力してやるんですねということが既に担保されているのかどうか。ここに協力するって書いてあるので、緊密な連携を強く望んでいるわけですよね。緊密な連携を強く望んでいる中で緊密な連携というのがどの程度の連携なのか、そういったことも含めてきちんと了解しているんでしょうか。

○ 加藤清助委員長

選定された業者さんとこっちの提案の関係と、相手方というか今やってもらっている商店街組合さんとの関係の部分はどう担保されているのかという意味だと思いますが。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

当然このすわ公園交流館という施設は勝手に貸館だけやっているというような施設ではないということは我々も重々承知してございますので、地元の商店街等との協力ということをやわらせていただいておりますけれども、応募の時点で担保がなされておるかということそこまではございません。

○ 樋口龍馬副委員長

アクティオ株式会社においては13ページなんですけれども、ごめんなさい、審査講評、

14ページですね。14ページの審査講評の2段落目に人気のある事業の継続というのがあるんですが、この人気のある事業の継続がなされるためには緊密な連携が必要だということになると思うんですけれども、そういったところが担保されていないとこんな講評意味がないですよ。後になってチェックしていくとって後になって連携とれませんでしたというのでは言いわけが立たないと思うんですが、そのあたりはいかがですか。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

確かに何もその辺の動きがなされていない上での提案ではないかというご指摘はそのとおりかとは思いますが、確実にまだこのアクティオ株式会社のほうが指定管理者となるということが決まっているわけでもございませんもので、確実に協力関係を結んできて担保を客観的に確認できるものというところまで求めるというのはちょっと無理かなというふうに考えてございました。

○ 樋口龍馬副委員長

今私が質問させていただいたのは人気のある事業の継続に商店街の連携は必要がないんですかという質問をさせていただいたんですが、私一切提案内容を知らないで、提案内容を聞かれているわけですよ。提案のときにその人気のある事業の継続、その人気のある事業というのは四日市諏訪西商店街振興組合を省いて成立するものなんですか。四日市諏訪西商店街振興組合が協力することが前提になっているんじゃないんでしょうかという質問です。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

今までは確かに四日市諏訪西商店街振興組合の理事長さんがリーダーとなってこども四日市プロジェクトを初めとした人気のあるイベントを継続していただいております。ただ、必ずしも四日市諏訪西商店街振興組合じゃないとできないかというところは私どもも100%そう言い切れるのかというところについてちょっと言い切るの難しいかなというふうに思っています。

○ 樋口龍馬副委員長

25ページの②のところに、「商店街の意向等を反映させ協力体制を築く」というのはあ

りますが、私が独自に聞かせていただいたところによると、この運営協議会の中に四日市諏訪西商店街振興組合としては加盟をしないというお話を漏れ聞いております。前提、崩れていますよね。そういったところを調査をされているんですかということを知りたい。アクティオ株式会社が今まだ完全に選定されて議決をとっていないからということでしたけれども、商店街との連携というのはここまで強く連携策として打ち出されているわけですよね。これは募集要件に合うかどうかという点でこういうふうに照らし合わせて書いていただいているんだと思うんですけれども、これは確認しないと議案化したらあかんのと違いませんか。

○ 加藤清助委員長

条例の改正が議決されてからそこら辺をやろうというおつもりなの。

○ 山川工業振興課副参事兼課長補佐

今のまず副委員長お聞き及びの四日市諏訪西商店街振興組合は運営協議会に入らないというところは確かにそういうふうな、まだ現時点で正式に交代するという議案が成立したわけではありませんので、正式に何々に就任してくださいという正式なオファーは出しておりません。ただ、その前提でこういうふうなやり方で連携をとってほしいんだというアイデアのところをお話しさせていただく中で、確かに、入らないほうがいいんじゃないかというお声をいただいているのは事実です。それは指定管理者の前任者が指定管理の新しい体制のもとやるときに、前任者がいるとやっぱり新しい人のやりたいことについて、なかなか議論もしにくいかもしれないので一旦そこは線を引いたほうがいいのではないかというご配慮もあって、そういう判断をしていただいているという話は聞いております。ただ、そこでも強く入っていただいたほうがよいという判断かどうかは議案が成立した暁に我々のほうでお願いをさせていただくこともあり得るのかなと思っておりますので、そこは必ずしも現時点で一切の協力関係がとれないというふうに言われているわけではないのかなというふうには思っておりました。

あと、従来から人気のある事業を継続するためには現指定管理者との協力が不可欠だということもまさにおっしゃるとおりです。ですので、現にその仕様書の中にも指定管理が終期を迎えて交代する場合は確実に引き継ぎをやることというところは協定の中にそもそも入ってございますので、現在やっていることを次に引き継ぐためにそういうような引

き継ぎ業務というのは現指定管理者の業務の一環として確実にやっていただかなきゃいかんというところでぜひとも協力をいただきたいところ、そういう意味で担保ができていますので、逆に、議案が整う前に引き継ぐことを前提に現在の知見を全て、次予定されている方に引き継げるようにやってくださいというのもさすがに現時点では難しいだろうなと思って、確実に一切合財の協力ができるという体制が構築できているかと言われれば少し足りないのかもしれませんが、今後何かしら円滑に業務が移行できる道しるべはあるのではなかろうかというふうな判断をさせていただいておりました。

○ 樋口龍馬副委員長

私のほうからの発言をここで最後にさせていただいて、次に、どなたか委員さん、多分発言されると思うんで言っていきたいなと思うんですが、講評の中にも市民に迷惑がかからないように配慮していくということも書いてありますよね、利用者に不都合が生じることがないように。引き継ぎも確かにそうだと思うんですが、普通に考えると書面での引き継ぎということになるのかなと思います。これは推測しているだけなんですけど、実働的な協力まで求めてきているような内容になっているのではないかな。実働まで金ももらわんのにようやりませんわね。

それをいきなり書面だけの引き継ぎだけで、果たして利用者に迷惑がかからないような引き継ぎに、しかも人気のある事業を、市民からの要望の高い事業を残していくときに、引き継ぎをするということは大事だと思うんですけど、実働が伴うような引き継ぎというのはナンセンスだと思うので、指定管理者のことしの業務としても、今回のにないとしてそれを足していくときに、引き継ぎに当たってはその現場に立ち会って確実に履行されるようにというところまで書いてあれば別ですけども、そういう状況にはなっていないと思うんですが、私のほうからはあかんのと違うかなという反対の表明に近いものになりますが、閉じさせてもらって、次の方が見えれば譲りたいと思います。

○ 小林博次委員

午前中にちょっと質問しておいたやつが、意見聞いてとって、関係者が。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

ご質問いただきました件につきまして、昼休みの間に理事長のほう、四日市諏訪西商店

街振興組合の理事長のほうと電話にて連絡をとらせていただきました。確かに委員から今ご指摘いただいていますように、役員の中ではいろいろと今回の決定にご不満を持ってみえる意見は理事長からも先週から私ども聞いてございます。理事長としては、協力を依頼されれば協力はするでしょうけど、やはり実働、今樋口副委員長も言われました実働という面でどれだけ組合員の協力が得られるんかということについてはちょっとはてなのところはありそうということはおっしゃってみえます。そのあたりにつきまして、今度もしアクティオ株式会社がやるということになれば、アクティオ株式会社自身がどれだけ汗をかいて、商店街のほうもこれだけやってもらえるんならというところが見せられるかどうか、その辺にかかっているんでしょうけどねというふうなご意見をいただいております。

○ 小林博次委員

まわりくどくわかりにくかったんやけど、どんな感じと聞いたらみんな怒っておるよ。これで、それ以上のことは質問する必要、僕はなくなったんやけど。地元の協力がないと、簡単にはこれいけやんと思うんやわな。振興組合の協力なしに商店街の活性化どうやって図るのか。第一、例えば、あそこのアーケードも一部の人しかもう、新しい連中はやっていないわけやわな。電気代も今までの振興組合の連中がみんな払っておるわけや。行政側が協力してやっていないわけやわね、今まで。歴代は、みな、そこへ商店をつくったら、飲み屋をつくったら払えよと言ってやりゃ払うやろうけど、それもないわけや。残っておる振興組合なんかは二つ、三つあるんやけど、これは横の連携強い団体やから、そうすると、商店街もしくは単一の商店でも、飲み屋さん多いから、そんなところには協力しない人がいる。そうすると、市のほうが新しい指定管理者として地域の連携ということで募集要項できちとうたってある一番大事な部分が欠落してしまうわけやね。だから、それで果たして商工農水部が提案するそんな地域の活性化に役に立っていくんかなと。

大体はつきり言やあさ、これ、24ページにも書いてあるけどさ、募集要項の変更って、変更という大事なところに③で活動実績がない団体など幅広い応募が可能になるよってあるけど、実績がないところはどこも応募していない。実績なけりゃ応募しても審査員にはねられるんや、これな、どんな活動実績やったかということ。そうすると、ここで言うておるのは、今までやっておるより別の団体が手を挙げてきなさいよということをあんだ方奨励したわけやない。そういうとんでもないやり方を入り口で、ボタンのかけ間違いをして、そのまま押し通そうかというのはちょっと虫がよ過ぎるん違うかな。やっぱり地域

を発展させるために、若手もたくさんおるけれども、一緒にやろうとしておるのを市はむしろ援助すべきやと思うんやわ。営利でやってくる団体についてはもっと別のところをおやりになればいいわけや。市のほうで、指定管理者で全然金にならんわ、応募がないわというところもあるわけやわな。だから、もうかるところはええところへ狙わんと、もっと悪いところを狙うように指導してやったらどうだ。これはあんた方に言ってもあかん、四日市市全体の問題やから。

だから、ここの要点は地元の商店街が協力しないと言っておるよということで、そうすると、ここの要項に書いてあることの要件の大事な部分が欠落するよ。だから、そこのところどうするかなど。もう少し決定が先延ばしができるんなら、例えば、商店街に協力してやってという要請もできるやろうけど、この場で決めるとそれもできませんやん。あんた方、実情聞いただけやろう。協力要請したわけじゃないわけやろう。決まっていないのにできやんわな。あかんといって怒っておる人いるんやでき。怒っておらん団体なら協力してくれるけど、怒っておるうちはどうにもならんやん。僕の言い分はそれだけ。

○ 加藤清助委員長

答弁求めますか。

○ 小林博次委員

答弁ください。簡潔にください。

○ 加藤清助委員長

簡潔に。

○ 永田商工農水部長

1点は、前提として同意というのがどこまで担保すべきかというのが議論というところであると思います。それについて市としては、怒ってみえるというお話ですけれども、もし指定ということになればしっかりと直接お話をする中で協力を求めていきたいというふうに考えております。

○ 小林博次委員

怒っておる人を説得できる自信があるの。新しい商店、例えば飲み屋さんでも、さっき言ったみたいにあんた方電気代払えと言ってくれたことあるか。全然払わんわけやないか。そういう実態の中で、ここだけはやれるわけ。疑問やな、それは。だけど、前提が崩れたことは事実なんやで、大事な部分の前提が崩れたんやから当然考え方変えるべきやと思うんやわな。これ、その旨アクティオ株式会社と話をして、あんた方がまとめるということどこにも書いていないやん。アクティオ株式会社がそうすると書いてあるわけで、だから、市のほうは近隣商店と協力してやってくださいよということで、これを条件として書いたわけや。ところが、近隣商店はいややと言っておるわけや、怒っておるわけや。いやを通り越しておるわけやわな、こういうやり方なんやと。どうやってすんの。あなたの答弁やと、その場合は市が説得に行くわけ。違うで、前提が崩れておるのやから考え方を変更すべきやと思うんやわな。アクティオ株式会社と相談して全部まとめてくるという自信があるわけやから、まとめさせるか、なければお取り下げいただくかどっちかやわな、この場合は。

以上。

○ 加藤清助委員長

小林委員の後段で、今議会でこの指定管理者の指定を行わないと移行できないという判断でよろしいんですね、仮にやけどね。

○ 永田商工農水部長

一般論のような形にはなってしまいますが、やはり引き継ぎということはございまして、やはり一定期間は必要になってくると。準備、人の体制の問題とかございしますので、もちろん施設によっても違うとは思いますが。例えば、雇用の継続性とかいろんなものがある場合は短くなるということはあるとは思いますがけれども、一般的にはやっぱり一定の期間必要ではないかなと思っております。

○ 伊藤修一委員

本当に基本的なことですけれども、まず通常5人体制で審査するのが4人で審査した場合は1人欠けているんですね。そうすると、その1人分の点数は当然反映されないわけで、そういう場合はやっぱりこれ法的にいいのか。例えば、5人おる中で2人、3人と辞退し

で残った人2人で審査したとか、そういうのも可能になっていくのか。この場合、4という数で審査したのはこれは合法的というか、適正だったのかどうかをまずちょっとお伺いを1回しておきたいと思うんですが。

○ 加藤清助委員長

どこに根拠を置かれていますか。3人でもええのか、2人でもええのかという。過半数かな。どこかに書いてあるんやろうな。

○ 永田商工農水部長

ちょっと申し訳ないですが、今、全ての根拠というのを調べるということは……。一般的に確かに5人の委員さんがあって、半分近くの方、例えば、2人抜けて6割という中でそのままやれるかとなるとやはり問題という意見は多く出るとは思います。ただ、今回、1名だけ欠けたということが、それがルール上間違っているという根拠ではないかなというふうに思っております。

○ 伊藤修一委員

それでも、1人の人がおるのとおらんので委員さんの配分の持ち点が違うわけだから、当然その人が右に行くのか左に行くのか、当然それで物事の結果というのは変わってきてしまって、4人でもいいんだとか3人でもいいんだ、2人でもいいんだというやっぱりそういうふうな、結局その人たちにそれだけの権限を与えているのか、それとも、1人欠けたらもう一人次の補欠委員を入れて、やっぱり5人体制でトータル点数をやっぱり確保して、それで評価するということが本来なされるべきじゃなかったかなと思うのが一つの疑問。

もう一つの疑問が、配点が決まっておって、その配点の中の配分がそれぞれの指定管理者によって違って来るわけやわね。例えば、価格点数とって今回のすわ公園交流館の価格点数は15点、よそのところは25点というのがあるって、一番いいところにヒットしたら25点もらえるわけです。今回は一番いい値段を出したところでも15点の配分しかないという、そういう配分というのはその都度その都度、誰がどういう根拠で決めているのか、当然その15点以外のところも配分はみんな変わってくるんやな、事業ごとに。そこに申請があったらちょっと困ると思うんやけど、その根拠は一体何なんかなと思うんですが、いかがで

すか。

○ 加藤清助委員長

これ、取り仕切っておるの、財政経営部。選考委員の5人のところを4人でやってもええかどうかというのと配点の問題。あなた方で答弁できるの。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

選定委員の人数等の件に関しましてはちょっと私どもでは調整はできません。あと、配点に関しましては配点表を作成するに当たって財政経営部のほうから、例えば内容的に重視するものとかそういった三つぐらいの基準パターンというのが示されておまして、その配点をどうするかというのは我々原課のほうで一応提案をさせていただいております。その提案させていただきました審査の要領、基準配点表なんかについては選定委員会の中で協議をいただいた上で、これでやりましょうということになってございます。

○ 伊藤修一委員

そうすると、例えば、勤労者・市民交流センターのところは価格得点が25点です、すわ公園交流館は15点です、宮妻峡ヒュッテは20点ですと。そうすると、やっぱり価格を適正な価格で値段が一番低い価格で入れたところが当然満点の点数をもらえるのに対して、今回のすわ公園交流館は、よそは25点、20点、ここだけが15点という低い点数を設定した理由が何なのかということです。

○ 加藤清助委員長

施設によって配点が違う理由。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

すわ公園交流館の価格部分が15点ということに関してですけれども、こちらのほうはやはり単なる貸館業務というようなことではなくて、事業の内容とかそちらを重視していきたいということで価格の部分を下げて事業計画のほうへの配分を高くしているというふうな格好でやらせていただきました。

○ 伊藤修一委員

内容を重視するということがきちっと説明がみなつくんやったらいいんやけれども、ただ、やっぱり並べて比べると同じアクティオ株式会社でも勤労者・市民交流センターのときは25点で評価してもらっておるのに、こちらのときだけ15点という、逆に四日市諏訪西商店街振興組合でも一生懸命やっても15点の評価しかとれられやんということは内容が本当にそれでよかったのかどうかという精査はどうやって見るんです。逆に85点分の配点をしたわけでしょう。それはどこに85点分の配慮をしたわけです。だから、勤労者・市民交流センターやったら75点で配点しているわけでしょう。こっちは85点で配分したわけでしょう、100から引き算するんだから。

○ 永田商工農水部長

配点については、繰り返しになるかもしれませんが、やはり施設の性格によってある程度ウエートはつけていくというのは一定の合理性があるのかなと思います。ただ、そのときに、基本、今の仕組みとしては、先ほど次長が申しました一定の全体の中での基準、要は示されたものに基づいて原課が判断をしているというやり方をしております。その中で原課としてどの部分を重視したかということの中で今はやらせていただいていると、そういう形だと思います。

○ 伊藤修一委員

どこを重視したかをちゃんと委員会で審議しているんだから説明してもらわないと、10点も差をつけたら物事何でも右でも左でも変わってしまうんです。それをちゃんと説明してくれないと委員会の質疑にならない。

(「できやんなら休憩とっていいですよ」と呼ぶ者あり)

○ 加藤清助委員長

1点目のほうは、そうすると選考委員の5人のうち欠けた人数でやってもええというような説明はできませんと言われたやんね。それは財政経営部の判断ということだと思われるわけですよ。委員の皆さんにお伺いいたしますが、財政経営部のほうに見解を求めますか。求めますか。じゃ、この後、休憩をとりたいと思いますが、先ほどの伊藤修一

委員の関係のところの1点、2点の質疑を再開後にするというふうに進めたいと思いますが、よろしいか。

○ 加納康樹委員

済みません、財政経営部のほうに問うということであれば、もう一点あわせて問うてほしいことがあります。最初の発言のときに、団体の経営状況の点数のところを申し上げました。もちろん最初のときに言ったように、任意の団体というのと株式会社を均等に見るといえるのはどうかという点もそうなんです。アクティオ株式会社が勤労者・市民交流センターのほうとすわ公園交流館でとった点を見ると、これ、1人の方は消えたということで単純に比較してみると、もう一人の5人目のすわ公園交流館をジャッジしなかった人は勤労者・市民交流センターに関しては11点の満点をつけたということになるんですか、これ。引き算するとそういうことが必然と見えてくるんですが、これ、去年とかおとしと同じことなんです。同じ団体に対して経営状況のジャッジの点数が違うってどういうことかというのが問題になったことがあったと思います。それでいくと、これ引き算すると勤労者・市民交流センターのほうでは1人の抜けた人は11点をつけるって、満点つけるということはあると思うんですけど、果たしてそうなのか。その辺は当然公開できないところもあるんでしょうけど、そういうことが導き出されるということと、いや、多分そうではないという推察でいくと、同じ団体に対して勤労者・市民交流センターとすわ公園交流館でそれぞれの委員の方の点数が異なっているんじゃないかということが読み取れるんですが、そんなことでいいのかというのはこれは何年か前の議論と同じことの繰り返しなんです。そういうことも読み取れるので、その点についても財政経営部のほうから説明をしてほしいと思います。

○ 加藤清助委員長

じゃ、加納委員の点も含めて財政経営部のほうにお伝えいただいて、休憩後、見解を求めたいというふうにしたいと思いますが、休憩時間はいかほど。

(「関連して質問してもいいよね」と発言する者あり)

○ 加藤清助委員長

はい。財政経営部のほうにね。

じゃ、連絡差し上げますので、それまで待機をお願いいたします。休憩いたします。

13 : 32 休憩

14 : 06 再開

○ 加藤清助委員長

それでは、再開をさせていただきます。

休憩前に伊藤修一委員と、それから加納委員から指定管理者制度の選考等にかかわって質疑がございまして、財政経営部のほうが所管ということで呼びをお願いしたところがあります。内容については伝達されていると思いますので、その質疑に対する答弁から求めていきたいと思いますが。

○ 倭財政経営部長

財政経営部長の倭でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、指定管理者に関係しましていただいたご質問でございます。

まず1点目でございます。すわ公園交流館、ここの折の委員の数の関係でございますが、1名利害関係があるということで、4名で委員構成して審査をお願いしたわけでございますけれども、これにつきましては四日市市指定管理者選定委員会要綱というものがございます。そこで会議の欄がございまして、各委員会の会議は委員より議事に関係ある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができないというふうな要綱の条文がございます。今回5名ということで過半数の3名というふうなところが審査に出席すれば成立するというふうなところで、今回1名減って4人ですけれども会議としては成立するというふうな判断をさせていただいて4人で審査をお願いしたというところでございます。

次に、経営状況についてご質問いただいたというふうなところでございます。確認をさせていただきました。まず、四日市勤労者・市民交流センター、これにつきましては各委員さん5人で審査をお願いしてございますが、5人さんともBというふうな内容での評価をしてございます。すわ公園交流館のほうでございまして、この場合、4人というふうなところでございます。

内容といたしましては、Bが3人でCが1人というふうなところでございます。同じ審査と、対象の団体も同じというふうなところでこちらとしても考えたんですけれども、通常ですとやはり同じ評価をされるのが普通だというふうな認識でございますが、結果といたしましては、お一人の方が勤労者・市民交流センターの折にはB、それから、すわ公園交流館のときにはCというふうな評価をしておるというふうな実態がございます。各委員さん、どのような形でBやCをつけたかというふうなところ、考え方というところまでは今把握してございませんけれども、状況としてはそういう状況にあるというふうなところでございます。

それから、もう一点、経営状況を見る中で、例えば株式会社さんもございます、民間の営利企業さんもございます、それからNPOさんでありますとか、営利を目的にしない団体もございます。そういったところの評価というふうなところの考え方というふうなところでご質問いただいたというふうなところで聞いてございます。これにつきましては、ほかに、これまでもご意見をいただいたというところがございます。当然、各委員には委員会の税理士さんというふうなところも入ってございますし、今回のこの場合もNPOの性格、非営利団体、それから、株式会社さんという営利団体というふうなところで、事前に各委員さんにはご説明申し上げてございますが、やはり団体の性格が違う中で同じ土俵で議論をしていただくというふうなところ、これ、実は今の現状を明確にどういう形というふうなところまでこちらとして考え方はまだ持っておらないというのが実態でございます。一つ整理はしていく必要があるかと思っておりますけれども、一定の、要は指定管理については継続して3年なり5年というふうなところでの経営をお願いするというふうなところでございますので、当然経営状況は確認する必要がありますけれども、その団体の組織、あり方によりましてどのような形の評価をしていくというふうなところは、今後、専門的なところ——例えば税理士さんであるとか——のお知恵も拝借しながら一定の考え方を整理かけたいというふうなところで今考えておるところでございます。

まずは、考え方としては以上でございます。よろしくお願いたします。

○ 伊藤修一委員

まず、審査の有効性ですけれども、当該委員の過半数をもって成立ということで、実際今回は1人だけが辞退であったわけだけれども、3人以上いるからいいということではあるということであれば逆に2人欠けても3人で審査したら有効と。それなら、本当に審査

のきちっとした担保が、やっぱり公の担保ができるかどうか、ほかの委員のところでは体育施設の場合はプラス1名臨時委員を入れて6人体制で審査した場合もあるわけで、最初からやっぱり1名欠というのがわかっているんだったらやっぱり補充要員とか補欠要員とかよそのグループから委員に入っていて、それで、それなりの立場の人が当然いて5人体制で審査をすることを目指すべきではなかったかなと思うんだけど、その辺はどうなんですか。

○ 倭財政経営部長

一つの、今、伊藤修一委員のほうからいただいた意見、そういう考え方もあろうかと思えます。急な申し出の中で、こちらとしては要綱の会議の条項を基本に、そのときに4人で成立するというところで考えさせていただいたというところがございます。今回5人の委員構成というふうなところで考えてございますので、当然希望は5人であり、そういう意味でも、今後、例えば補欠なりというふうなところも考えていく必要はあろうかと。そこら辺、改めて整理はかけさせていただく必要はあろうかと思えますけれども、今回につきましては急遽申し出をして、委員長がそこら辺の除斥ということをお認めいただいたというふうなところで、申しわけございませんが会議として4人で成立するというふうなところで判断をさせていただいたというところがございます。

○ 伊藤修一委員

余りくどいことは言いませんけれども、さっき言ったように3人でも成立するんだということにしてしまっただけで今後もそういうことがずっと続いていくようであれば、逆に言えば、やっぱり5人を充足させることをしなかったということで不作為を問われることもあるんじゃないですか。だから、ほかの第1選定グループは体育施設についてはプラス1まで入れて6人体制で審査しているじゃないですか。なぜここだけ補欠を入れるなり臨時委員を入れるかをしなかったのかということだけ聞いているんですよ。

○ 倭財政経営部長

急遽の申し出のところがありまして4人というふうな形をとらせていただいたというところが実態でございます。確かに今伊藤委員が言われたように、そうしたら3人でどうなんだというところは本当にあると思えますので、ある程度いろんな方の目を見て公正な審

査というふうなところを考えますと、そういうところは今後改めて考えさせていただきたいと思います。今回のこの件につきまして急遽利害関係というところで申し出がございまして、こちらのほうで判断させていただいて4人でお願いしたというところでございます。申しわけございません。よろしくお願いいたします。

○ 加藤清助委員長

選考委員会の整備要綱を見直すというふうの受けとめでよろしいんですか。

○ 倭財政経営部長

私個人の感覚でございますが、やはり3人となりますとそこら辺で一定の平均点で評価するということもございますので、一定の人数の確保というふうなところは必要だと思いますもんでそこら辺の考え方の整理をかけさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

今、財政経営部長のほうからもご説明いただいて、同じ株式会社の評価が異なっているということも明らかになりました。でも、この場合はすわ公園交流館を基準に考えると、その評価がぶれたことによって実は点差は縮まるという方向に作用はしているんですが、でも、ぶれているということ、そして、振興組合さんという団体と株式会社という性格のものを経営状況、経営の健全性を判断するというところの指標が余りにも適切ではないというもとで行われたということで、この区分4の団体経営、経営の健全性に対する評価が非常に疑わしい。このままこの点数をうのみにするわけにはいかないというふうに思いますので、今の説明もいただいた上で、かつ、その審査委員の方もぶれているということも判明をしたので、私としては、この本件議案第145号については可決するべきものではないという判断をさせていただきます。

○ 加藤清助委員長

他の委員の方でご質疑ある方。

○ 小林博次委員

平成十四、五年に大瀬古新町で市営住宅建てたよな。あのとき審査のときに大もめして、何をもめたかというとなりの審査員は倍の点数を、与えた点数の倍の点数を入れたわけやわね。もちろん市の副市長が入っておったかな。で、1割高いほうへ決めたわけや。で、その人もう帰ってしもうて、選んだ東京の業者がもうけただけで、実際にはそのときに問題になったのは、選考するとき、8階建てぐらいの高層ビルでいいですよという提案をして、審査が始まったら、いや、それはおかしいと。人間がそんな高いところへ住むもんやないとかいって5階建てにして、だから、安いほうがそれでオミットされたわけやね。だから、あらかじめ示した審査基準を勝手に審査会が変えていったわけやね。

そういうことがあって紛糾があって、だから、以降、審査員の選考については慎重にきちっとやるということやったけど、この前、指定管理者で問題があって否決されたよね、議会で。だから、反省していなかったわけや。今回も、市のほうから指名された基準では、地域の商店街と積極的に協力関係を持っていきなさいよということを明記してあるけど、地域の振興組合は怒っておると、こういう返答がきょうあったけど。そうすると、最初に提案した選考基準を満たしていない。こういうことになると、市営住宅の話、さっきしましたが、結局反省がないのと違うかなと。例えば、人数が減れば減るほど1人の評価の仕方によって内容ががらっと変わってしまうんやわな。だから、そんなことをさせてええのかと。やっぱり少なくとももう少し人数をふやして、欠席がないようにきちっと審査していく。だから、そんなことが教訓としてやっぱり学び取っていかんとちょっとまずいと思っておるんやわな。今回のように地域と協力せんと、事務の活動が5年間って。金出した分だけはやれるんか知らんけど、地域の活性化と関係なくやらんならんとというようなことになると、市は地域の活性化、何をしてくれるのやと。一生懸命自分たちがやろうとしているところを水差しているんじゃないのと。こんなことにしかならんと思うんやわね。だから、何か出した答えが実態から遊離してしまっている。それは問題と違うのかなと。ということで、余り長いこと、これ同じことを言ってもあかんから意見としてはこの程度にとどめるけど、こんなもん到底地域の人が納得しない結果と違うんかなと。だから、設定した条件が満たされていないのになおかつ押し通すのかと。

○ 倭財政経営部長

まず、人数が少なくって影響が大きいというご指摘もいただきました。それは今伊藤委員さんにお答えさせていただきましたけれども、私もそういうところは認識して、今後どう

いう形になるかというふうなところは整理をかけさせていただいています。去年も確かにいろいろご意見いただいて整理はかけさせていただきましたけれども、そういう意味で、今回こういう結果——4人がどうだというふうなところ——については、申しわけございません。1年前にご意見いただいてそれなりに整理をかけさせていただいたというふうなところはございますけれども、こういう状況になったことにつきましては改めて考え方をまとめさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 加藤清助委員長

よろしいですか。他にご質疑のある方。

(なし)

○ 加藤清助委員長

ないようですので、質疑を終結させていただきます。

指定管理者の指定についての3件の議案の審査を行ってまいりましたが、審査の過程で反対の表明もありましたので、討論のある方。

○ 加納康樹委員

先ほども申し上げましたが、私はそのままいろいろの条件云々という話以前の問題で経営状況の判定のところで大きくぶれがあるので、その点において信憑性が薄くなったので議案第145号については賛成しかねるという意見表明とさせていただきます。

○ 加藤清助委員長

では、議案第145号について反対表明がありましたので、議案第146号と議案第147号と分けて採決を行いたいと思います。

まず最初に、議案第145号四日市市すわ公園交流館の指定管理者の指定について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 加藤清助委員長

少数やな。3ですね。賛成少数ですので、議案第45号は否決されました。

[以上の経過により、議案第145号 四日市市すわ公園交流館の指定管理者の指定について、採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決する。]

○ 加藤清助委員長

あと、残りの議案第146号四日市市勤労者・市民交流センターの指定管理者の指定について及び議案第147号四日市市宮宮妻峽ヒュッテの指定管理者の指定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 加藤清助委員長

ご異議ないと認め、本件は原案のとおり可決することに決しました。

[以上の経過により、議案第146号 四日市市勤労者・市民交流センターの指定管理者の指定について及び議案第147号 四日市市宮宮妻峽ヒュッテの指定管理者の指定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 加藤清助委員長

審査は以上でございます。財政経営部長はご退席いただいて結構です。

それと、商工農水部のほうから報告案件が2件あるという申し出をいただいております。ばんこの里会館についてということと競輪事業の特別観覧席についてということですので、簡潔にご報告いただきたいと思います。

資料配付です。

○ 服部工業振興課長

工業振興課からばんこの里会館の関係でご報告をさせていただきます。

ばんこの里会館についてというA4、1枚の資料をごらんください。

一つ目は、8月の所管事務調査で状況報告のご要請をいただきました改革プランの推進体制、いわゆる館長の選任状況の件でございます。改革プランにつきましては、萬古陶磁器振興協同組合連合会、ここが主体となって行うもので、館長につきましても連合会が選任、設置をするものです。結論から申し上げますと、いまだ選任には至っていないという状況でございます。丸い点線で囲った部分が改革プランの大まかな内容でございますが、これらを進めていくためには全体を統括する館長の設置が必要だということで、大手の流通にたけた方の就任を期待しており、その方面の方に候補者の推薦をお願いしておりますが、なかなか引き受け手がなく現在もなお選任に至っていないという状況でございます。

今回、新年度以降の改革プランを具体的に進めていくために引き続きその方面の方の館長の推薦をお願いしつつ、下のほうの四角い点線囲いにありますような産業支援機関のアドバイザー制度を活用して適正に事業を進めていくこととしましたので、ご報告をさせていただきます。特に大規模修繕として予定しておる事業の中に、空調の更新でありますとか照明のLED化といったような省エネ関係や建築関係のものがございますので、そういった専門家のアドバイスを受けながら適切に進めていくということでございます。

もう一点が、改革プランの事業費についてでございます。

11月22日の日に、萬古連合会の役員の方から市長に対して直接支援要請をいただいたところでございます。下の表は収支計画で示された今後4年間の計画ということで、その部分の改革プランの事業費の部分を抜粋した部分でございます。これらに対する市の支援につきましては、これまでは第2次推進計画でお示ししていくと説明をさせていただきましたが、推進計画ではなく毎年の当初予算案としてお示ししていくこととしましたので、ご報告をさせていただきます。

その理由といたしましては、2年目以降に予定しております事業に不確定な部分が多いというところでございます。先ほど申し上げました照明設備のLED化や空調関係につきましては省エネ診断を受けた上で実施の内容を決めていくといったことや、リニューアルとして予定しておりますオープンキッチンの設置につきましても、その事業内容が確定していない、こういったことから推進計画ではなく毎年の予算案としてお示ししていくこととしたことでございます。ご了解をお願いいたします。

報告は以上でございます。

○ 加藤清助委員長

続けて、2点目の競輪場来賓棟利用の見直しについて報告願います。

○ 石田けいりん事業課長

けいりん事業課より、ご説明、ご報告させていただきます。

先般の競輪場来賓棟における発生事案を踏まえまして、来賓棟の利用をとめておりました。そのことにつきまして見直しを行いましたので、報告をさせていただきたいと思えます。

内容につきましては、お手元の資料、報告資料にもございますように、来賓棟の有効活用及び多くのファンの方に来賓棟をご利用いただくため、現在、ナイター競輪開催時、本場開催時でございますが、実費分としてお一人1500円で実施しているグループ促進事業とあわせ、新たに個人を対象とした利用促進事業として昼間の場外開催時も含め実費弁償分のお一人500円ということで実施をしていきたいと思っております。個人での利用を希望される方につきまして、登録申請を提出していただき、新たに設けます審査基準に基づきまして欠格事項の審査を厳重に行った上で利用登録証を発行し来賓棟をご利用いただこうと思っております。登録証の有効期限は1年として、更新に当たりましては再度、同様の審査を行ってまいりたいと思っております。

今後のスケジュールといたしまして、審査基準に基づきまして1月、できれば1月中旬にホームページや場内掲示等により告知をいたしまして受付を開始し、審査を経て2月中旬に再開できればと思っております。よろしく願いいたします。

報告は以上でございます。

○ 加藤清助委員長

報告2件は以上のおりでございます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加藤清助委員長

それでは、商工農水部、終了いたします。お疲れさまでした。

委員の皆様はこのままお待ちしております。理事者の入れかえを行います。

○ 加藤清助委員長

それでは、再開をさせていただきます。

今回、人権施策推進懇話会及び同和行政推進懇話会については各派代表者会議において各常任委員会の所管事務調査で実施することが確認されておりますので、つきましては理事者より簡潔にご報告をいただいた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告願います。

○ 川北総務部人権行政監

総務部の人権行政監、川北でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

きょうの資料でございますが、クリップでとめさせていただきました産業生活常任委員会所管事務調査の中で、その1枚の表紙と小さいクリップ、一回り小さなクリップで3部の資料をご用意させていただきました。

ことしの春に市議会議員の各審議会への参加についての見直しの中で、先ほど委員長のほうからもご報告、ご案内ありましたように、各常任委員会でご報告をさせていただくということで3回の会議を都合開催させていただいております。その中で、順を追いまして説明させていただきます。

まず最初の資料が、平成25年度、ちょっと小さな文字で平成25年度第1回人権施策推進懇話会についてという資料でございます。

1枚はねていただきまして、概要を記させていただきました。第1回の人権施策推進懇話会につきましては、ことし8月22日に開催をしたものでございます。この懇話会につきましては、平成17年によっかいち人権施策推進プランを策定し、この懇話会におきまして各種ご意見をいただきながら事業を実施してまいりました。その後、平成24年2月には、この懇話会でご意見いただきながら新しいプランを取りまとめた。その上で部落問題、あるいは男女共同問題等々の各種人権施策を進めてきたところでございます。

昨年度は懇話会を2回開催し、事業全体について、あるいは外部評価のあり方についてご議論いただきましてきたところでございますが、今年度8月に開催いたしました第1回の懇話会の場ではプランの進捗管理、あるいは評価の方法について議論をしていただいたものでございます。

続きまして、プランに基づく事業でございますが、プランの体系といたしましては5本の柱のもとに11本の方向性と。具体的な事業は176事業でございます、これを参考までに委員会別で申し上げますと、産業生活常任委員会につきましては38事業ということでございます。この8月22日につきまして委員様のほうからの主な意見は記させていただいたとおりでございますが、どう実施するかというプランをどうやって実施してくるかが大切だと。その上でプランが現状に合っているかどうかの検証についてもしていく必要があるんじゃないかと。

それから、一番下のほうになります。各部署の自己評価をさせていただいて、その妥当性についてこの懇話会としては評価を行いたいという結論で8月の懇話会は終了させていただきました。その上で、次回の懇話会と書いてありますが、この懇話会、11月18日に開催をさせていただいております。ちょっと資料のとじ方、順番が逆になって恐縮でございますが、一番最後にとじさせていただきました、小さい文字で平成25年度第2回人権施策推進懇話会という一番、お手元の資料では最後にとじさせていただいたかも知れませんが第2回人権施策推進懇話会につきまして、この資料をもとにご説明をさせていただきたいと思っております。

○ 加藤清助委員長

どれの最後。

○ 川北総務部人権行政監

クリップ三つ目の一番最後でございます。

○ 加藤清助委員長

三つ目。

○ 川北総務部人権行政監

三つ目です。よろしゅうございますか。申しわけございません。説明させていただき…。

(「ナンバー、きちっと打たんとわからんやん」と呼ぶ者あり)

○ 川北総務部人権行政監

申しわけございません。

8月の懇話会に引き続きまして11月18日に第2回の懇話会を開催させていただいたところでございます。前回の議論を受けまして事務局のほうで人権施策推進プラン外部評価報告書の案を取りまとめさせていただき、この案をもとに懇話会委員の皆様の間で議論をさせていただいたところでございます。

その委員の主な意見といたしましては、プランの基本理念を十分に踏まえた上で人権施策を推進する必要がある、あるいは、相談員の資質向上が大切じゃないか、あるいは、ピアカウンセリング、同じ悩みや障害を持っている人など、同じ立場にある仲間同士によって行われるカウンセリングの効果的な方法なんかも検討してほしい等々、あるいは性的マイノリティーなどさまざまな人権問題に目を向けて施策に取り組んでほしい、あるいは、職員の研修につきましても全ての職務の根底に人権があることを認識した上でそういった人権研修が大切である等々のご意見をいただきました。これに基づきまして示させていただきました案につきまして、これを修正いたしまして正副会長の承認のもとに成案とするということでこの委員会で懇話会のほうではご議論をいただいたところでございます。

懇話会の関係については以上でございますが、もう一つ、途中飛ばしました、ちょうど資料としては真ん中にとじてあって、番号をつけずに非常に申しわけございませんでした、平成25年度第1回同和行政推進審議会についてでございます。

同和行政推進審議会につきましては11月11日に開催をさせていただいたところでございます。少し簡単にこの同和行政推進審議会開催に至る経過のご説明をさせていただきますと、平成15年度に四日市市における今後の同和行政のあり方についてという答申がまとめられました。その中で、ちょうどこれは同和対策につきまして特別措置法の法切れといえますのが平成14年3月にございましたので、それを受ける形で今後の同和行政はどうあるべきかということの答申をいただいたわけでございます。

その中の一つに同和対策委員会のあり方について提言があり、この提言を受けまして市長の諮問機関としての役割に加え、広く同和問題解決のための重要事項について審議を行う機能を追加し、平成16年度にこの同和行政推進審議会に改組いたしましたものでございます。また、平成18年度につきましては、この答申の一層の具体化を図るための仕組みについての諮問をさせていただき翌年に答申をいただいております。あわせて、このときに審議会

のもとにワーキングを設置し、これまで議論を進めてきたところでございます。

その平成22年度の答申でございますが、ちょっとややこしいんですが四日市市における今後の同和行政のあり方についての具体化を図るための仕組みについての答申というものをいただきました、その中から今後重点的に取り組む課題ということで教育問題、就労問題をとり上げ、現在審議を続けておるところでございます。

今回の審議会の中では、住宅ワーキングと統括ワーキング、主にこの統括ワーキングは教育、就労を議論していただいておりますが、一定の方向性が示されましたので、住宅ワーキングからの報告を受けて審議会において議論をしていただいたところでございます。

その審議内容でございますが、住宅ワーキングのほうにつきましては、書いてありますように市営住宅の分譲についてということと、住宅ワーキングにおける諸課題、それから、統括ワーキングにつきましては教育、就労についてということ審議をいたしました。その中で委員の主な意見につきましては、市営住宅の分譲につきましては地元の了解も得られておること、なおかつ、若者の流出を防いで高齢化に歯どめをかけるための良案でないかといったこと、あるいは、就労と教育につきましては報告内容にあった事項についてPDCAを着実に実施していく必要があるといったような報告をいただきました。

この審議会の今後の予定でございますが、住宅の関係につきましては審議会で承認された案をもとに進めていきたいというふうに考えておるところでございます。就労と教育につきましては若干時間不足もございましたので、また次回、審議会を開催して再度議論をいただく予定としております。

報告としては以上でございます。

○ 加藤清助委員長

ありがとうございます。報告は以上でございます。

何か委員の方からご質疑があれば。

○ 加納康樹委員

済みません、単純に言葉だけ教えてほしいんですけど、読み上げてはいただきましたが、三つ目にとじられている第2回11月の懇話会において委員の方の主な意見の中でピアカウンセリングということでおっしゃいましたけど、そういう発音というのか、そういう言葉

があるんですか。

○ 加藤清助委員長

ピアカウンセリング。

○ 川北総務部人権行政監

発音はピアカウンセリングということでもいいと思いますが、なるべく当事者、同じ立場に立った人、例えば同じような経験をされた方が相談を受けることによって当事者の理解が進むという意味で私どもは理解しております。

○ 加納康樹委員

ペアではないんですね。ピアという言葉なんですね。

○ 加藤清助委員長

「パピ」の「ピ」。

○ 川北総務部人権行政監

「ピ」は「ピ」でよろしい、ピアでございます。

○ 加納康樹委員

わかりました。

○ 加藤清助委員長

他によろしいですか。

○ 笹岡秀太郎委員

第1回の人権施策懇話会の説明の中で、委員の主な意見として一番下のところさ、各部署の自己評価を受け、その妥当性について懇話会として評価を行うというところを読み上げたところを、この1回の結論としたという説明をしたけど、これは結論なの。それとも委員の意見なの。どう聞いたらいい。

○ 川北総務部人権行政監

申しわけございません。中途半端なご説明をさせていただきました。

こういった委員さんの意見が出まして、それを受けまして人権施策推進プランの外部評価については懇話会が行うという結論をいただいたというふうな結果でございました。

○ 笹岡秀太郎委員

ここにはもう一遍そういうのをきちんとそういう表現の仕方でもよかったね、わかりにくいね。

それともう一つ、一番、今さっきの8月22日を受けて、この中でいつですって。11月18日は、これ、どこに資料があるんですか。この中にあるのね。

○ 加藤清助委員長

3冊のうちの一つだと思います。11月18日という日時。

○ 笹岡秀太郎委員

12月11日になっておるけど。

(「第2回、第2回」と呼ぶ者あり)

○ 笹岡秀太郎委員

これ、それが11月18日ね。これがそうすると、もうこれで以降は年度内は開催されんのかな。

○ 川北総務部人権行政監

この懇話会につきましては、今年度につきましては今のところこの案を、ご意見いただき示しました案にもとづきましてご意見をたくさん賜りましたので、その意見をもとに報告書を修正し、それは懇話会の正副委員長、会長さんのほうにご了承いただいて、今年度については懇話会の開催は今のところ計画をしてございません。

○ 笹岡秀太郎委員

委員中7名、委員の7名のうち1名欠席で、次も1名欠席でなかった。

これは同じ人やろうか、それとも違うんやろうか。

○ 川北総務部人権行政監

違う方でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

それと、11日の同和行政推進審議会、これは名簿が添付されていないけれども、どこを見れば。委員の名簿はどこにありますか。

○ 川北総務部人権行政監

申しわけございません。名簿につきましては添付をさせていただいておりません。

○ 笹岡秀太郎委員

一応議会がこの会議体から撤退しておるんやから、どういう方がどういう議論をしたかってあたりはやはり把握しておくべきやと思うので、次回、報告はやはりきちんとそういうのをつけていただければありがたいなど。

○ 川北総務部人権行政監

申しわけございませんでした。次回報告時には名簿をきっちりつけさせていただきます。

○ 加藤清助委員長

対応をお願いします。

○ 笹岡秀太郎委員

以上です。

○ 小林博次委員

一番最初、資料1かな。資料1の3ページ、「はじめに」の下のほうに、随分昔に見た

漢字と同じ漢字が出てくるんやけど、社会制度、因習が存在しており、社会制度が変化していったと思っておるんやけど、こういう捉え方のまま進んでいくのかな、3ページの下から2行目ね。まだこういう捉え方をしているわけ。

それと、今日的な差別のあらわれ方をどんなふうに捉えているのか、その辺がちょっとよくわからんところがあるので、ちょっとご説明いただけますか。

○ 加藤清助委員長

「はじめに」の文章のところですか。おわかりになりますか。

○ 川北総務部人権行政監

人権施策推進プランの3ページの下から2行目あたりのことを小林委員さんのほうからご指摘いただいたというふうに思います。

差別的な今の現代社会の制度、因習ということだと思います。確かに委員さんのご指摘のように、多くの制度、因習、特に制度についてはいろいろなことで変わってきているということは私どもも認識をしておるところでございます。ところが因習につきましては、私ども、特に私の考えになるかもわかりませんが、あらゆる差別、特に部落問題も含めますとそういう因習が変わってきているかどうかということについて、まだもうちょっと残っているのではないかなという認識でおるところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、地域の中でいろんな人権活動、同和活動をしていただいております中で、仲間といいますか理解をしていただく方がかなりふえてきておるといふ認識も同時にさせていただいておりますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

○ 小林博次委員

これ理解できたら質問しない。

社会制度って大幅に変更されてきていると思っておるんやけど、これ、ずっと昔と同じ日本語のまままた書いてあるんやけどさ、因習が少し残っておるといふこと、これはわかるわな。だけど、同列ぐらいで制度が変わっていないと言われると今まで何しておったんやと。制度は変える努力をしてきたん違うの。だから、制度が変化したらやっぱり変化を捉えて表現していかないと。そんなの、あんた、ずっと昔に見た文章と同じようなことを繰り返しては。

差別の捉え方も、例えばDVの捉え方なんてまだ最近の話やないか。だから、あらゆる差別についてということ捉えている表現の方法としては、やっぱりもう少し緻密な分析をして、変化のあるもの、改善があるものについてはそういう表現方法をとっていかないと。何かいつ見ても同じでは何しておるんやと、努力していなかったんかということになるわけやな。だから、その辺、用語の使い方、口で説明してくれるんならこう書いておいてくれたほうが……。そういうことを一遍検討してやってもらいたいな。

それから、その次に、この2番目の資料2かな。真ん中の挟んであった資料な。ここの1ページに市営住宅の払い下げ。これ、天白の払い下げでそれはそれで別にいいんやけど、昔、四日市市で住宅政策で戦後復興で戸建て住宅は分譲にしていくような方向で来たけど、途中でいつの間にか変わって行ってしまって分譲していないわけやわな。そうすると、この市営住宅とかそういうものについて方向が変わったわけ。そこだけ差別的に取り扱っているわけ。ちょっと意味がわからんから。だから、政策というのは一貫して提起すべきものやと思うんやわな。人権ということやから部落問題だけと違うわけやから、それ以外の差別も入っておるとすると施策そのものが平等な施策が出てこないとまずいと思っておるんやけど、そのうち天白については分譲しますよということ、それはそれでええよな。だから、ちょっと捉え方が、市営住宅と書いてあるけど意識の中では違うん違うの。あんた方の意識の中に差別意識があるんやわな。だから、市営住宅捉えるなら全体として捉えて、どうするのということをしていかないと若干問題ありやと思うよね。

○ 川北総務部人権行政監

この当該市営住宅につきましては、ここにも書いてございますが、ほぼ9割以上、9割以上というかほぼ100%市営住宅で入居しておるところでございます、その中でここにも書いてございますように、そのこのまちをつくっていく中で若者がこれまで流出をしておいたという大きな課題があると。その中でこういった分譲について検討をさせていただいたところであり、今このまちづくりも含めて考えていくということでこういう施策を打ったものでございます。

○ 小林博次委員

そうすると、ここで言っておる市営住宅は一般の市営住宅という概念からは外れるわけやな。同和住宅ということで提起したわけやね、これ。もちろん天白もそうなんやけど。

差別のない社会をつくっていかうとしておるわけやろう。社会制度って仕組み、あんた方が仕組み残していったらあかんやないの。全体の市営住宅政策の中で、ここの同和住宅についてはこういう扱いをしますよという意味確認をして順番にやっていくんなら、それは一つの政策なんやわな。そのほかは全然関係ない、これだけやという話になるとちょっと違和感を感じるんやわ。

だから、正確に問題処理をしていただくことのほうがええのかなと思うんやけど。地域社会をつくっていきたいのは同和地区だけと違うので、全体がそうなので。市営住宅があるだけで違和感を持っているんや。高層の市営住宅は、上から物が飛んできたりやな、地域社会では必ずしも歓迎されていない、一般住宅でもな。だから、やっぱり地域に溶け込んで、できるだけ地域の個人の住宅として対応していくことのほうが正しいわけやから、そういう話は制度的にとということが最初に出ておったから、制度的に残っておるとすればこういうところが残っておるわけやから、それはあんた方の意識の中に残っておるわけで、そういうのをきちっと住宅政策として整理をして位置づけすべきやないのかなと個人的には思うんやわな。だから、整合を図っていないわけやろう。ここだけの話やん。同和地区でもほかの地区は関係ないわけやろう。

○ 川北総務部人権行政監

本当書いてあることばかりで恐縮なんですけど、現在、そういったことで地元の方のほうからもそういったご意見を賜り了解を得られたというところで天白のほうから始めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○ 小林博次委員

そうすると、四日市市中の市営住宅については地元から要望があると変わるということの説明いただいたわけ。

○ 川北総務部人権行政監

それにつきましては、また市営住宅課のほうとも協議はしていく必要があると思いますが、今の時点では、申しわけございませんが、そういった天白町でさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○ 小林博次委員

政策打ってから後で相談するよというやり方と違って、住宅政策としてどうするのかと。だから、まちづくりとしてどうするのかというのが住宅政策として出てくるわけやね、まちづくりの中に。それぞれ入っている人に分譲、これは、正しいことでそうあるべきやと個人的にも思っておるんやけど。全体としてそういう方向を提起するように、先にすり合わせして、それから方針が出てくるとというのが正しいやり方と違うのかなと。そのことが、最初に社会制度、こういうものも合わせて変更していく、そんな作業の一環になると違うの。だから、ここだけやるとか、やれ何とかというからまたややこしくなるので、そのところはやっぱり庁内的に一遍論議してください。

以上。

○ 加藤清助委員長

要望でよろしいか、意見と。

じゃ、先ほど小林委員、指摘ありましたように、全体の市営住宅としてどうしていくのかということで、ほかの地区の問題は固まっていないのにここだけ先に手をつけておるのはいかなものかという意見だったと思いますので、持ち帰って今後の対応を検討してください。

以上でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加藤清助委員長

では、人権部分の報告は以上にとどめさせていただきます。

理事者の皆さんは退席ください。委員の方にお諮りをいたしますが、この後、理事者を入れかえた後、市民文化部所管の審査に入っていきたいと思いますが、休憩入れますか。続行でいいですか。

続行ということで。少々お待ちください。

それでは、予算常任委員会産業生活分科会を再開させていただきます。

これより、市民文化部所管の審査に入りたいと思います。冒頭に、部長、一言

ご挨拶。

○ 前田市民文化部長

市民文化部長の前田でございます。皆さん、こんにちは。

市民文化部にかかわる、まずウィンドウズ更新に伴う戸籍情報システムの一般会計の補正予算、審議をお願いいたします。

それから、後の常任委員会のほうでは消費税率に伴う市民文化部所管施設の施設使用料の改正でございます。

それから、直営管理をする施設がございますので、その規定整備についてもあわせて一部改正のお願いをしております。

それから、市民文化部所管施設、多いのでございますが、指定管理の施設につきまして指定の案を上程させていただいております。

それから、非常にお時間をとりますけれども、その後協議会をお願いしております、窓口のサービスセンター整備事業の検討、それから防犯カメラの設置運営に関する検討、それから楠総合支所の地区市民センター化について、3件のご協議をお願いしたいということでございます。よろしくをお願いいたします。

議案第73号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第3項 戸籍住民基本台帳費（人件費補正分を除く）

○ 加藤清助委員長

それでは、議案第73号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費（人件費補正分を除く）についてを議題といたします。

追加資料が出されておりますので、その説明を受けた後、質疑に入ってまいりたいと思います。

○ 石川市民課長

市民課、石川でございます。

済みません、資料のほう、今回の追加資料の1ページをお開きください。

○ 加藤清助委員長

どんなのやった。

○ 石川市民課長

予算常任委員会産業生活分科会資料。

○ 加藤清助委員長

これ、1、2、3とついておるやつ。

○ 石川市民課長

そうですね。1、2、3のタグがついているものの1ページになります。

今回、伊藤修一委員から先般議案聴取会の際に、なぜウィンドウズ8を用いないのかというご質問いただいたかと思えます。IT推進課のほうの資料に基づきましてご説明のほうを申し上げます。

まず、ウィンドウズ8につきましては昨年の平成24年8月から10月にかけて正式版リリースということになっております。今回の更新という際に、うちの今回補正予算に上げさせていただいた戸籍情報システムにつきましてもウィンドウズ8では作動がかなり無理がございまして、ウィンドウズ7で対応は他都市においても実績がございまして、そうした中でウィンドウズ8でということになりますと当然バージョンアップというところで経費もかかります。それとともに、この基幹システムというところに実績がまずないというのが第1点。第2点目につきましては、ウィンドウズ7につきましても当然サポート期間が、下のほうにございまして平成35年1月10日までがサポート期限ということでございまして、今期のOSの更新期間である平成32年の1月14日までは保障されているということでこちらのほうウィンドウズ7で選定させていただいたという理由になっております。

以上でございます。

○ 加藤清助委員長

追加の資料の説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑のある方。

(なし)

○ 加藤清助委員長

なしということですので、質疑を終結させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加藤清助委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議案第73号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費（人件費補正分を除く）について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 加藤清助委員長

異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

[以上の経過により、議案第73号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費（人件費補正分を除く）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 加藤清助委員長

続きまして、それでは、議案第84号四日市市地区市民センター条例の一部改正について
ないし議案第93号四日市市楠公民館設置条例の一部改正について、議案第123号四日市市

楠避難会館条例の一部改正について、議案第126号四日市市楠防災会館条例の一部改正について及び議案第127号四日市市国際共生サロン条例の一部改正についてを議題といたします。

議案第 84 号 四日市市地区市民センター条例の一部改正について

議案第 85 号 四日市市市民交流会館条例の一部改正について

議案第 86 号 四日市市なや学習センター条例の一部改正について

議案第 87 号 四日市市茶室条例の一部改正について

議案第 88 号 四日市市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 89 号 四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 90 号 四日市市楠交流施設条例の一部改正について

議案第 91 号 四日市市楠福祉会館条例の一部改正について

議案第 92 号 四日市市楠ふれあいセンター条例の一部改正について

議案第 93 号 四日市市楠公民館設置条例の一部改正について

議案第 93 号 四日市市楠公民館設置条例の一部改正について

議案第123号 四日市市楠避難会館条例の一部改正について

議案第126号 四日市市楠防災会館条例の一部改正について

議案第127号 四日市市国際共生サロン条例の一部改正について

○ 加藤清助委員長

これも追加資料の説明を受けた後、質疑に入りたいと思います。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

市民文化部次長の山下でございます。

お手元の関係資料のインデックス2のほうの1ページをごらんをいただきたいというふうに思います。

これはお求めいただきました消費税の増税に係る計算方式について……。

○ 加藤清助委員長

ちょっと待ってね。インデックス。きょう置いてもらったん。本日置いてもらったやつ。それです。2のほうですね、インデックス。よろしいでしょうか。

じゃ、続けてください。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

これは前回の議案聴取会のおきにお求めいただきました消費税増税に係る料金計算の方法についてということで、簡単に申し上げますと税抜き額に1.08を掛けさせていただいて、今までもそうでしたが、10円未満を四捨五入させていただいて料金の設定をさせていただいておるということでございます。

2ページ目、めくっていただきまして、料金改定の周知につきましては、これにつきましては全市的には広報よっかいちの2月下旬号で全市的な議決をいただきましたら全市的な広報するというので、それ以外についてはそれぞれ個別で議決いただきましたその後、早いうちから各施設においてPRをしていきたいというふうに考えております。このページにつきましては以上でございます。

それと、3ページから18ページまでは消費税の、今回の計算方式で四捨五入でやった場合に実際に1.08掛けたときに消費税の額より若干上がる場所はどこかということで全ての施設におきまして、こちらの3ページをごらんいただきたいんですが、黒く塗った部分が8%を超える部分でございます。白抜きのところはそのまま8%でございます、点線になっているところは8%未満という形であらわさせていただいております。これが、先ほども申しました各施設は、ずっとそのような形で掲示をさせていただいておりますので、ご確認をお願いしたいというふうに思います。

19ページの四日市市楠避難会館の運営主体の明確化につきましては、一尾次長から説明をさせていただきます。

○ 一尾市民文化部次長兼楠総合支所長

引き続きまして、19ページの四日市市楠避難会館の運営主体の明確化についてご説明させていただきます。

平成22年度の直営化時点において現行の指定管理者が施設の管理を行うことができる規定であっても、公の施設に関しての法律上の管理権を擁する市が直営で管理することに問

題はないことから現行の条例のままで管理を行ってきました。しかしながら、現行の規定では施設の管理運営がわかりにくいことから、今回、現行の規定を改正し、今後直営を継続していく施設については市が直営で管理している施設として運営実態を明確にしようとするもので、今回の消費税率の引き上げとともにあわせて改正をお願いするものでございます。

次ページの20ページですが、四日市市楠防災会館の直営化についても先ほどの楠避難会館と同様で、平成26年度から市が直接管理することから条例改正をお願いするものです。

以上でございます。

○ 小林市民文化部参事兼文化国際課長

私のほうからは22ページをごらんくださいませ。

四日市市国際共生サロンの直営化につきまして、直営化の理由とこれまでの経緯をご説明いたします。

四日市市国際共生サロンにつきましては、平成2年の入国管理法の改正によりまして、日本における就労が容易となりました主に日系南米人とその家族が笹川のURや県営の集合住宅などに集住する、そのことが急速に進んだことによりまして、言葉の問題、ごみの分別収集、夜間騒音など、生活ルールに関するトラブルや子供の教育問題などの課題が発生いたしまして、これらに対応するため、当時閉鎖をされました笹川駐在所の建物の無償譲渡を三重県から受けまして、平成16年10月に設置をいたしました。

四日市市国際共生サロンの設置当初におきましては、主に外国人支援といたしまして、児童や就労を目指す大人の日本語教室の開催、それから、外国語による行政サービスなどの情報提供、生活相談、そして、日本人市民と外国人市民が互いを理解するための交流イベントなどを行ってまいりました。

四日市市国際共生サロンの管理運営は外国語の話せる職員を有する専門性もあることから、会館当初は業務委託、平成18年度からは指定管理によりまして、途中統合などによりまして名称が変わりましたが、一貫して現在の文化まちづくり財団国際交流グループが担ってまいりました。

3の利用実績でございますが、指定管理者制度導入以降のものを記載させていただいております。平成20年9月にリーマンショックがございまして、就労のために日本語ができたほうが有利ということで平成20年度、21年度には日本語を学ぶ大人の利用がふえました

けれども、その後も続く景気低迷、震災の影響もございまして、全国的にも帰国する人がふえましてサロンの利用者が減少しておりますが、平成24年度は少し持ち直しまして、平日の大人対象の日本語教室を拡大した努力によりまして増加には転じております。

四日市市国際共生サロン直営化の利用には、背景として大きく状況の変化というものがございまして、入管法改正後しばらくは日本に出稼ぎに来て帰国するというものでございまして、一家で日本に住むようになりまして、リーマンショック以降も帰国せず日本に在留した日系南米人の方々は、仕事や、それから子供の教育ということから1カ所に定住する傾向が強まってまいりました。笹川に在住する外国人世帯は子育て中の比較的若い家庭が多くなっておりますが、一方、笹川に以前からお住まいの日本人市民の方々は高齢化が進んでございまして、互いの交流は少なく住民同士の協力関係が作りにくい、住民が一体となった地域づくりが進めにくい状況というのでも出ております。

今後は、日常的に顔を合わす機会をもっとふやしながら、外国人市民も日本人市民とともに防災、防犯、環境への取り組みや地域行事などにも参画していただける多文化共生推進を効果的に行う必要が出てまいりました。そのための施策や事業につきましては、自治会などの地元の団体と連携しながら課題に対して柔軟に迅速に進める必要も生じてまいっております。

四日市市国際共生サロンは、交流できるスペースが十分でないことから、今年度から市がURの第2集会所をお借りして、月1回地元笹川の講師が書道を教えていただくという日常的な顔を合わせる機会もふやしてしております。なお、直営化後もこれまでどおり日本語教室や行政サービスなどの窓口案内などは引き続き行ってまいります。

23ページに、直営化後の職員体制といたしましては平成26年4月1日より現場管理者として嘱託職員1名、それから四郷地区市民センターに現在配置しております多文化共生モデル地区担当コーディネーター2名も四日市市国際共生サロンのほうに配置をいたしまして、その他、語学のできる事務補助を行う臨時職員も配置したいと考えております。また、サロン所長は多文化共生推進室長が兼務し、室の職員もサロンと兼務するなどを考えておりますが、人事課とも協議しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、四日市市国際共生サロン直営化後の事業でございまして、表を掲載してございませぬけれども、左側に現行の事業と対比により記載をさせていただきます。実線と点線がございまして、これは予算上、実線の部分は市が直営して行っているモデル地区事業と。それから、点線のほうがサロンの指定管理事業ということであらわしてございまして、

当方いろいろ効果的に今後も進めてまいりたいというふうに思っておりますが、特に今後防災に関しましては、現在も防災訓練や避難所開設後の運営について外国人市民も担っていただくよう防災セミナーも開催しておりますが、今後も力を入れてまいりたいというふうに思っております。その他、地域づくりサポーター養成講座、これは地域活動を担っていただく外国人市民の養成講座でございますが、現在8人のサポーターがおりまして実際に活動していただいておりますが、こういったことにも力を入れてまいりたいというふうに思っております。

24ページに施設の概要がございます。平成16年度開設当時に多文化共生という言葉は一般的ではございませんでしたが、平成18年度に総務省ガイドラインで示されて以降、本市でも多文化共生推進プランの策定や総合計画にも明記をいたしておりまして、四日市市国際共生サロンの名称も変更いたしたいというふうに考えておりますので、ご審議お願いいたします。なお、建物は昭和49年に竣工しておりますけれども、平成15年に耐震化診断もされておりました新基準のもとで適合しておるというふうに出ております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 加藤清助委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。ご質疑のある委員の方は挙手にてお願いいたします。

○ 笹岡秀太郎委員

四日市市楠避難会館の運営主体の明確化について今支所長のほうから説明いただきましたが、直営開始日が平成22年4月1日になっておるんですが、ちょっと長い内容でしたので、もう一度かみ砕いて説明いただきたいのと、できたらペーパーにして落として配付をしていただけるとありがたいと思うんですが、委員長、もしよろしければ。

○ 加藤清助委員長

何をペーパー。

○ 笹岡秀太郎委員

今さっき説明があった部分の。

○ 加藤清助委員長

説明部分の文章をペーパーでということ。

○ 笹岡秀太郎委員

ちょっとここには出ていないもので。もう一度、かみ砕いて、済みません。

○ 一尾市民文化部長兼楠総合支所長

かみ砕いてというと今直営でやっていることについて今の条例上は問題がないということで今までやっていたわけですね。それでは、やっぱり運営主体が、一般の人、ほかから見たときにわかりにくいから運営主体を明確化させるために今回条例改正に合わせて文言を整理させていただいたということです。

それと、今、私が言った部分は、平成25年11月定例会議会提出議案参考資料というところの4ページのところにちょっと載っているという部分でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

もう一遍。どこの4ページって。

○ 一尾市民文化部長兼楠総合支所長

もう一度言います、済みません。平成25年11月定例会議会提出議案参考資料の4ページですね、済みません。

○ 笹岡秀太郎委員

そうしたら、それ、また後でゆっくり見せていただきますが、いずれにしても平成22年4月1日の直営開始から現在まで、きちんと理解できないまま来てしまったというんですが、誰が理解できなかった。市民が。

○ 加藤清助委員長

運営主体の問題ですよ。

○ 前田市民文化部長

この四日市市楠避難会館の今回の改正につきましては、当時平成22年度の段階では指定管理者の規定を置いたまま市の直営運営になったとしても、本来のいわゆる市のほうが本来の権限を持っていますので規定上は問題ないであろうというような見解でずっと運営してきたわけなんですけれども、やはり指定管理の規定が残っておりますので、これをもしずっとこのまま直営でやるのであればそのまま残しておくとはやはりわかりにくいということがございまして、今回いろいろ全体を見直す中で、全体の調整を行う中で、やはりそういう施設についても、ずっと直営でいくのであれば指定管理の規定を全部なくしてしまって、きちっと市が直営しておるといのがわかるように条例は整備しておくほうがいいという意味でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

そこまでは、わかりました。

そうすると、やっぱり直営でやるという大義というかメリットというか、そのあたりがやっぱりもう少し市民に見えてこんど、せっかく明確化をしても、本当にサービスが、それで向上していくんやろうかとかそういう部分が見えにくい部分かなという気がするので、もう少し工夫して、大義というのかそういうことを市民にわかるようにしていただければありがたいかなと。

例えば、直営管理することによって、このサービスの向上とか、今まで民間のノウハウを利用してサービスを上げていこうとしたけれども、やっぱりあかんだわと反省の上で直営によるメリットというのはこうあるんだよということをもう少し何かいい方法でアピールするということは考えられやんのかね。意見ですわ。答弁、結構ですけど。そういうのが意見です。

○ 加藤清助委員長

よろしい。

○ 笹岡秀太郎委員

はい。

○ 加藤清助委員長

他にご質疑のある方。ございませんか。

(なし)

○ 加藤清助委員長

ないようですので、質疑を終結させていただきます。

討論はないと思いますので、採決に入りたいと思います。

議案第84号四日市市地区市民センター条例の一部改正についてないし議案第93号四日市市楠公民館設置条例の一部改正について、議案第123号四日市市楠避難会館条例の一部改正について、議案第126号四日市市楠防災会館条例の一部改正について及び議案第127号四日市市国際共生サロン条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 加藤清助委員長

異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

[以上の経過により、議案第84号 四日市市地区市民センター条例の一部改正について、議案第85号 四日市市市民交流会館条例の一部改正について、議案第86号 四日市市なや学習センター条例の一部改正について、議案第87号 四日市市茶室条例の一部改正について、議案第88号 四日市市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第89号 四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第90号 四日市市楠交流施設条例の一部改正について、議案第91号 四日市市楠福祉会館条例の一部改正について、議案第92号 四日市市楠ふれあいセンター条例の一部改正について、議案第93号 四日市市楠公民館設置条例の一部改正について、議案第93号 四日市市楠公民館設置条例の一部改正について、議案第123号 四日市市楠避難会館条例の一部改正について、議案第126号 四日市市楠防災会館条例の一部改正について、議案第127号 四日市市国際

共生サロン条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 加藤清助委員長

次は、140号に行っているのかな。

議案第140号 四日市市市民活動センター及び四日市市なや学習センターの指定管理者の指定について

議案第141号 四日市市市民交流会館の指定管理者の指定について

議案第142号 四日市市楠福祉会館の指定管理者の指定について

議案第143号 四日市市楠ふれあいセンターの指定管理者の指定について

議案第150号 四日市市文化会館及び四日市市茶室の指定管理者の指定について

○ 加藤清助委員長

それでは、議案第140号四日市市市民活動センター及び四日市市なや学習センターの指定管理者の指定についてないし議案第143号四日市市楠ふれあいセンターの指定管理者の指定について及び議案第150号四日市市文化会館及び四日市市茶室の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これも追加資料が用意されておりますので、説明を受けた後質疑に入ってまいります。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

次長の山下でございます。

資料は、先ほどの資料のインデックス2の25ページをごらんいただきたいと思います。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

指定管理者の、例えば、1社の場合の最低線というのが何点なんだというようなご質問をいただいた中で、こういった選定委員会のほうで審査要領というのが定められておまして、1ページめくっていただきまして26ページでございますが、審査要領の配点につきましては提案内容の配点と提案価格の配点の二つの合計になっているところでございますが、その中で選定方法の第5の2ですけれども、先ほど申し上げました提案内容の配分の

うちの6割を超えていない場合は候補者がいないものとするということになっておりまして、1団体である場合についても6割を超えておれば基本的には選定ができるというふうな形になっているというようなことでございます。

それと、続きまして28ページでございますが、指定管理者の選定委員会の一覧でございます。私ども市民文化部の今回の施設につきましては第2選定委員会で選定をいただきまして、下の段でございますように第2選定委員会のメンバーの方は下記の5名の方で選定をしていただいております。

続きまして、次のページ、29ページでございますが、開催の経過、経緯が載っておりますので、ご確認をお願いいたします。

めくっていただきまして30ページ以降につきましては、それぞれの施設の募集、選定の経過、あと選定結果、それと、次のページに施設の概要とかその施設の実績、利用実績、それと、次のページに平面図、それから、今回選定をいただきました審査の報告書をつけさせていただいております。以下、全ての施設につきまして、こういう形で最後76ページまで同じようにつけさせていただいておりますので、ご確認をいただければなというふうに思いますので、どうかよろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○ 加藤清助委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。これより委員の皆さんの質疑をお受けしたいと思います。

指定管理者の指定の件、よろしいですか。

(異議なし)

○ 加藤清助委員長

じゃ、別段ご質疑もございませんので、採決を行いたいと思います。

議案第140号四日市市市民活動センター及び四日市市なや学習センターの指定管理者の指定についてないし議案第143号四日市市楠ふれあいセンターの指定管理者の指定について及び議案第150号四日市市文化会館及び四日市市茶室の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 加藤清助委員長

異議なしと認め、本件は可決されました。

[以上の経過により、議案第140号 四日市市市民活動センター及び四日市市なや学習センターの指定管理者の指定について、議案第141号 四日市市市民交流会館の指定管理者の指定について、議案第142号 四日市市楠福社会館の指定管理者の指定について、議案第143号 四日市市楠ふれあいセンターの指定管理者の指定について、議案第150号 四日市市文化会館及び四日市市茶室の指定管理者の指定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 加藤清助委員長

この後、これで審査は終わりましたけれども、協議会の事項に入ってまいりますので、理事者一部入れかえがございます。

15 : 24 休憩

15 : 55 再開

○ 加藤清助委員長

委員の皆さんのご協力でご円滑に進行いたしまして、目標とする終了時間を実現させることができました。

あと、確認事項等をお願いいたします。

事項書に記載あると思いますが、休会中所管事務調査についてであります。日程案については平成26年1月29日、曜日が書いていないな、これ。10時もしくは1月30午後ということと、それから、二つ目に、その所管事務調査の項目については副委員長のほうから提案がございます。

まず、日程について。曜日、これ、わかるの。

(発言する者あり)

○ 加藤清助委員長

29日は水曜日、30日は木曜日。

(「30がええな」と呼ぶ者あり)

○ 加藤清助委員長

30日がいいというご意見が出ていますが、他の委員の皆さん、30日午後、ご都合悪い方。

(なし)

○ 加藤清助委員長

ないようですので、日程は平成26年1月30日午後、これ、1日でいいんよね。二日もとらんでええよね。

(「1日で」と呼ぶ者あり)

○ 加藤清助委員長

じゃ、日程を確認いたします。平成26年1月30日木曜日、午後1時半からということにさせていただきます。

[次回日程は平成26年1月30日木曜日午後1時半と決定する。]

○ 加藤清助委員長

2番目の調査項目について、副委員長、提案願います。

○ 樋口龍馬副委員長

調査項目についてなんですが、半日で終わらせることもできるものということで、2点

方法を上げさせていただきます。いずれか、ないしは、皆さんのほうからご提案があればと思うんですが、農地バンクの制度が始まりつつあります。こちらの進捗であったりについて勉強するという内容ないしこのところちょっとこの産業生活常任委員会の方で多文化共生いじっていないので多文化共生が直営化されるに当たってどのような事業展開を図っていくのかということについて調査研究したらどうかというふうに考えました。ほかに、もしご提案があれば。

(なし)

○ 加藤清助委員長

副委員長からは二つ提案があって、農地バンクもしくは多文化共生というテーマでいかがでしょうかということですが。農地バンクって、伊藤委員、まだ実績1件だな。どうなんやろうか。皆さん、どうしましょう、どちらに。

(「一任」と呼ぶ者あり)

○ 加藤清助委員長

一任。さらっとやったらね。

という意見が大勢を占めましたので、実績はまだ1件ぐらいと聞き及んでおりますが、農地バンクの取り組み、皆さんにも知っていただくということで。それと、きょうの審査がありましたように多文化共生というテーマ、この二つのテーマで2件になりますが、お願いするということで確認いたします。

次、最後ですが、年明け、2月定例会議会の議会報告会が、これも確認させていただきましたように平成26年3月27日の午後6時半からということと、それから、会場については正副一任ということだったと思いますので、ここに記載のように海蔵小学校1階多目的室とさせていただきますので、ご確認をお願いしたいということと、そのときの2部のシティ・ミーティングのテーマ、それについてきょう確認いただこうと思ひまして、会場の場所もあったので、私としては地場産業・観光でどうかなと。余り地場産業と観光というところちょっと難しいで、地場産業・観光、地場産業といっても萬古焼だけにこだわらず四日市市の地場産業というのでいってもらえば。でも、海蔵に行ったら必然とそうなるかもわ

かりませんが。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加藤清助委員長

じゃ、ご確認いただいたということで。

以上をもちまして、本日予定しました審査と確認を終わらせていただきます。

長時間にわたりまして、どうもお疲れさまでございました。

16 : 02 閉議